

官報

号外 昭和六十一年十月十七日

○第百七回 衆議院会議録 第六号

昭和六十一年十月十七日(金曜日)

昭和六十一年十月十七日
正午 本会議

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

北方領土問題の解決促進に関する決議案(加藤万吉君外八名提出)

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)の趣旨説明及び質疑

午後零時十二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○議長(原健三郎君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第三番、大阪府第一区選出議員、大矢卓史君。
〔大矢卓史君起立、拍手〕

議員請暇の件

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

河野正君から、十月二十日から二十八日まで九日間、谷洋一君から、十月二十一日から二十九日まで九日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(原健三郎君) お諮りいたします。

内閣から、

宇宙開発委員会委員に曾山克巳君を、

公正取引委員会委員に伊佐賀君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に太田壽郎君、

神孝悌君及び首尾木一君を、

公安審査委員会委員に中谷理子君を、

運輸審議会委員に降矢敬雄君及び柳井乃武夫君を、

日本放送協会経営委員会委員に大塚正士君、竹見淳一君及び前田四郎君を、

労働保険審査会委員に北村孝生君を、

任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、宇宙開発委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員、公安審査委員会委員、運輸審議会委員及び日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、公正取引委員会委員及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

○谷垣禎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

加藤万吉君外八名提出、北方領土問題の解決促進に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

北方領土問題の解決促進に関する決議案(加藤万吉君外八名提出)

○議長(原健三郎君) 北方領土問題の解決促進に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。加藤万吉君。

北方領土問題の解決促進に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔加藤万吉君登壇〕

○加藤万吉君 ただいま議題となりました北方領土問題の解決促進に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土問題の解決促進に関する決議案
本年は、日ソ両国間の外交関係回復を実現した日ソ共同宣言締結三十周年という記念すべき年にあたる。この機会に本院は、あらためて、三十年前、日ソ国交回復のために先人の払った労苦を想起し、これに敬意を表する。日ソ共同宣言には、日ソ関係を律する諸原則が謳われているところ、今後日ソ関係はこれらの諸原則を基礎に発展させるべきである。

今後更に、ソ連邦との間の政治対話を強化、拡大していくことは重要であり、この意味で、

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号

ゴルバチョフソ連邦共産党書記長の訪日による
両国最高首脳間の直接対話が極めて有意義であ
る。

然るに、戦後四十余年を経た今日もなお、我
が固有の領土である樺太、色丹及び国後、択
捉等北方領土の問題が依然として未解決であ
り、平和条約が締結されていないため、日ソ両
国間の基本関係が未だ真の正常化を見るに至っ
ていないことは、誠に遺憾なことである。更
に近年、北方領土においては、ソ連の軍備増強
が続けられている。

北方領土の返還実現は、日本全国民の長年の
悲願である。

かかる国民の総意と心情に因應するため、政府
は、北方領土におけるソ連の軍事的措置の撤回
を求めるとともに、北方領土の返還を実現し
て、平和条約を締結し、日ソ間の真に安定的な
平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべき
である。

右決議する。

以上であります。

戦後四十一年を経過をいたしました、我が国
民の悲願であります北方領土の返還がいまだに実
現しないばかりか、さらに我が固有の領土であ
る北方領土において、ソ連の軍備増強が続けられ
ていることはまことに遺憾であります。領土問題
の解決なくして真の日ソ間の平和友好関係はあり
得ないことは、改めて申すまでもありません。

今や国民の間には、この問題の早期解決を望む
声が一段と高まってきております。この北方領土
問題を解決するためには、ソ連邦との間の対話を
強化拡大し、相互理解を深めることが重要であり
ます。この意味でも、ゴルバチョフ・ソ連邦共産
党書記長の訪日による両国首脳間の直接対話が極
めて有意義であると存じます。

また、本年は、一九五六年、日ソ共同宣言が署
名され、両国間に国交が再開されてからちょうど
三十周年に当たります。この機会に日ソ国交回復

北方領土問題の解決促進に関する決議案 老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明 老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明 老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明

のために多くの先人が払われた労苦を想起し、こ
れに敬意を表するとともに、北方領土問題の解決
促進のため、政府に対し格段の努力を求めるもの
であります。

以上をもって本決議案の趣旨の説明といたしま
す。何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたしま
す。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は可決いたしました。

この際、外務大臣から発言を求められておりま
す。これを許します。外務大臣倉成正義君。

【国務大臣倉成正義君登壇】
○国務大臣(倉成正義君) ただいまの御決議に対し
て所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採択された御
決議の趣旨を十分に体しまして、今後とも粘り強
く対ソ折衝を進めるべく、引き続き最大限の努力
を払ってまいります所存でございます。(拍手)

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、内閣提出 老人保
健法等の一部を改正する法律案について、趣旨の
説明を求めます。厚生大臣斎藤十朗君。

【国務大臣斎藤十朗君登壇】
○国務大臣(斎藤十朗君) 老人保健法等の一部を
改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明
いたします。

人口の高齢化が急速に進む中で、老人医療費の
増加は避けられないところであります。最近著
しい伸びを示しております老人医療費を適正な
ものと、国民がいかに公平に負担していくかと
いうことは、老人保健制度を長期的に安定したも

のとしていく上で不可欠の課題であります。

また、人口の高齢化に伴い、今後急増すると予
想される寝たきり老人等の要介護老人に対し、保
健、医療、福祉を通じた総合的な施策の展開が求
められております。

こうした状況等を踏まえ、老人保健制度を幅広
く見直すこととし、老人保健法等の一部を改正す
る法律案を第百四回国会に提出し、御審議を煩わ
したのであります。継続審議となった後、第百
五回国会において衆議院の解散に伴い廃案とな
り、成立を見るに至らなかったものであります。

しかしながら、老人保健制度の改正は、今後の
本格的な高齢化社会において、国民が安心して老
後を託せる制度を確立するという観点から極めて
重要なものでありますので、ここに再度この法律
案を提案し、御審議を願うこととした次第であり
ます。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説
明申し上げます。

第一は、一部負担の改正であります。
現在、外来の場合一月四百円、入院の場合二カ
月を限度として一日三百円となっておりますが、
これを改め、外来については一月千円に、入院に
ついては期限を撤廃して一日五百円に改定するこ
とといたしております。増大し続ける老人医療費
の負担の現状にかんがみ、健康に対する自覚と適
正な受診、さらには世代間の負担の公平という観
点から、被用者保険本人や在宅療養者とのパラン
スも勘案して、定額制を維持しつつ、一部負担金
の額の引き上げをお願いするものであります。

第二は、加入者按分率の引き上げであります。
昭和六十一年度の十一月一日以降は八〇%、昭
和六十二年以降は九〇%に引き上げることとし
ております。老人医療費につきましては、一人
当たりで他の世代の五倍となっているため、老人
加入率の高い保険者ほど老人医療費の負担は重い
ものとなっております。各保険者間の老人医療費の負
担の不均衡は一層拡大しております。このため、

加入者按分率を引き上げ、どの保険者も同じ割合
で老人を抱えるようにし、負担の一層の公平化を
図ることとしております。

第三は、老人保健施設の創設であります。
寝たきり老人等の要介護老人にふさわしい医療
サービスと生活サービスを提供する施設として、
老人保健施設を創設するとともに、この施設を利
用する老人に対する新たな給付として、老人保健
施設療養費を支給することとしております。これ
らの施策を講ずることにより、国民が安心して老
後を託せる老人保健制度を確立しようとするもの
であります。

以上のほか、医療保険各法に準じて特定療養費
制度を導入するとともに、老人保健施設の創設に
伴う医療法、社会福祉事業法の改正なども行うこ
ととしております。

また、医療保険各制度を通ずる老人医療費の公
平な負担を図るため、国民健康保険法を改正し、
正当な理由がないのに保険料を滞納している者に
対し、給付を一時差しとめる等の措置を講ずるこ
ととしております。

なお、この法律の施行期日は、本年十一月一日
としておりますが、老人保健施設に関する事項
は、公布の日から起算して一年六カ月を超えない
範囲内において政令で定める日とし、また、関係
審議会への諮問に関する事項は公布の日としてお
ります。

以上が老人保健法等の一部を改正する法律案の
趣旨でございます。(拍手)

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対
して質疑の通告があります。順次これを許しま
す。中沢健次君。

【中沢健次君登壇】
○中沢健次君 私、日本社会党・護憲共同を代

表いたしまして、ただいま提案されました老人保健法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず第一に、本案に関連する現状認識と政府の基本姿勢について伺いをいたします。

国民医療費の伸び率は、五十九年度以来国民総生産の伸び率とはほぼ同じレベルになりましたが、その四分の一を占める老人医療費だけを見ますと、おおむね二けたの伸び率で推移し、本格的な高齢化社会を控え、その増加が避けられないことは明らかでございます。政府は、今回の法改正により老人医療費の伸びを抑え、世代間の公正を図るとしておりますけれども、過去の実績から見ると、患者の一部負担の引き上げは、医療費増高の一時しのぎの効果しかなく、抜本的解決策とはなっておりません。しかも、老人世帯の生活実態を無視し、老人の医療を受ける権利、人間らしく生きることを著しく侵害するものであります。

また、按分率につきましても、世代間の公平という美名のもとに、政府は政治責任を回避し、その財政負担を大幅に削減し、いわゆる現役組のサラリーマンや企業に対し、実質的な増税に等しい負担を強いるものであります。さらに、寝たきり老人対策としての老人保健施設の新設は、病院よりも医療サービスが低下をし、特別養護老人ホームよりも生活介護サービスが悪くなる、そして入居者の負担だけが増大をするという、極めて矛盾をはらんだ内容でございます。

既に全国的に、高齢者の各団体はもとより、健保連、医師会、弁護士会などの関係団体、さらに経済界も挙げて本法案反対に立ち上がり、国保の財政問題を抱える地方自治体だけがひとり早期成立に期待をかけ、加えて自民党内にも慎重論があるといえられておるわけでございます。日本世論調査会の最新の全国世論調査によりますと、自民党にこれだけはやってほしくない政策の一番目に、増税の七九%、そして福祉、年金の切り捨てが五八%と発表されておまして、客観的にもこ

のことが裏づけされておると考えるわけでございます。つまり、国民の圧倒的多数は本法案に大きな抵抗と強い拒否反応を示し、いわゆる民意は本法案反対に大きく傾いている事実を総理はどのように認識をされておられるか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。(拍手)

さて、老人保健法は、もともと戦後医療保障に対する改革として、歴史に逆行するものであることは明確でございますが、本法案はこれに拍車をかけるものであります。老人福祉法第二条に「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。」という、憲法第二十五条の趣旨を踏まえた老人福祉の原点からも大きく逸脱するものであることも明白でございます。

人間はだれでも老いを迎えます。老後の最大の不安は健康にあることも事実であります。本法案によりまして最大の被害を受ける高齢者の方々が、身を震わせて国の政治の非を喝かし、強い憤りを込めて血も涙もない仕打ちに抗議する声を聞き、その姿を見るにつけ、私は、そこに政治そのものの存在を基本的に問われる思いがしてなりません。総理の御見解を重ねて伺いをいたします。

次に、各論にわたり具体的に質問を申し上げます。まず第一に、患者の一部負担の引き上げについてでございます。

政府は、外来を四百円から千円に、入院を一日三百円、二カ月限度から一日五百円で退院するまでとしておりますけれども、これでは一年間入院した場合、入院費だけで一万八千円のもの十八万円と一挙に十倍にはね上がり、本人負担は大幅に増大をいたします。政府は、一部負担の引き上げが老人医療費抑制に有効との理由を挙げておりますけれども、五十八年二月から施行されました老人保健法に基づく一部負担の導入によりまして、その年と翌年のわずか二年間だけが伸び率一

けたにおさまった事実、また、かつてサラリーマンの医療費も一割自己負担の導入がありました。が、この具体的な経緯についても同じような状況でございます。したがって、医療費抑制の政策効果、特に抜本的な解決策にはなり得ないというところは、過去の事実が示しておるわけでございませう。もはや一部負担の増大はだれが見ても一番こそくな方策であり、医療政策の原則である病気の早期発見、早期治療の観点からの政策提起を具体的に示すべきだと考えます。

もともと高齢者は有病率が高く、したがって、受診率が入院で五倍、通院で二倍と、他の世代より高くなっております。もちろん、家計に占める医療費を含む保健衛生費は、老人世帯は約四割を占め、その他の世帯の一・五倍にも達し、収入の乏しい老人世帯にとって死活問題となっております。また、入院時には保険外負担も莫大になっておりまして、厚生省の調査でも、一人一カ月の全国平均は二万七千五百円であり、関東地区では五万円に迫っております。さらに、東京の中野区が調査したところによりますと、入院中の半数が十万元以上、四人に一人が二十万円以上の入院費用を払っていることが明らかになっておりまして、患者サイドの情報調査もこの際必要ではないかと思ひます。

こうした実態をつぶさに見ますと、世代間の公平負担は高齢者の一部負担を引き下げることによってのみ保たれると考えるべきではないでしょうか。今回の一部負担の引き上げは、こうした観点から見ますと、老人福祉の切り捨てであり、典型的な老人いじめと断定せざるを得ません。(拍手)厚生大臣並びに大蔵大臣の御見解をお聞かせいただきます。

第二は、按分率の問題でございます。

政府は、国保の財政援助のため各制度間の助け合いを強調し、加入者按分率を現行約四五%を六十一年度八〇%、六十二年度一〇〇%に引き上げ、政管健保、健保組合、共済組合からそれぞれ

拠出額を大幅にふやそうとしておるわけでございます。加入者按分率を一〇〇%にした場合、政管健保では一千三百八十九億円、組合健保で一千九百五十二億円の持ち出しがふえ、保険料のはね返りは一人それぞれ年間三千四百八十円、そして五千八百八十円の引き上げになります。しかも、こうした拠出額の引き上げにより、国保への国庫負担が年間約二千五百億円軽減されることが明らかになっておるわけでございます。

老人の多い国保を老人の少ない各制度が応援することで世代間の公平を説く政府案は、その美名のもとにサラリーマン階層や企業に実質的な増税を押しつけ、みずからその政治責任を回避をし、その負担を引き下げるといふことは政治の常道とは言えません。負担の公平化を言うのであれば、国の負担もふやし、各制度の協力を求めるのが当然と考えますが、この点に關しまして厚生大臣、大蔵大臣の御見解をお伺いをいたします。(拍手)さて、国保の赤字は六十年一千七百七十億に達し、自治体は窮地に陥っております。これは退職者医療制度導入の際、加入者の見込み違いや、その後の財政的な手当てが不十分なこと、加えて老人保健法改正の判断の誤りから、一月おくれるごとに百四十五億円の赤字が雪だるま式にふえる結果となっております。しかし、こうした事態に對して政府は何らの手を打とうとはしておりません。政府みずからの判断の誤り、指導上の不適切が直接の原因となつて生じた自治体の歳入欠陥について、政府みずからそれを償ふことが原則ではないでしょうか。かつて国保特別交付金として手当てをした例もありまして、この際、厚生、自治大臣にお答えをお願いいたします。

また、国保は、他の制度から見ても自己負担は三割と高く、加入者の支払う保険料はどの制度よりも高いという矛盾があり、国保加入者四千万を越える一人一人の国民共通の悩みでございます。この改正案が仮に実施されたとしても、国保の赤字の穴埋めに吸収されてしまい、高くなり過ぎた保

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する中沢健次君の質疑

八二

險税の引き下げに果たして有効に働くのか、今後の国保財政の見通しについてもお示しをいただきたいと思ひます。

さらに、国保は、他の制度に比べ老人をたくさん抱え、必然的に医療給付が増大する構造になっております。したがって、高齢者や難病者にはいかなるナショナル・ヘルス・サービスに対応させ、保険料よりも所得の再配分機能の高い一般会計の財源をもつて充てることが理論的にも正しく、政治の常道ではないでしょうか。こうした観点に立つならば、国保を応援するために他制度からの保険料の拠出を求める以上、政府としても、国の負担をふやす努力と、全制度を通じての給付と負担の公平化についても抜本的に検討すべきと考えますが、あわせて厚生大臣並びに自治大臣の御答弁をお願いいたします。

第三は、老人保健施設についてお尋ねをいたします。政府は、寝たきり老人などの介護を必要とする老人に対し、その心身の状況にあわしい医療サービスと日常サービスの提供をする施設を創設しようとしております。現在でも寝たきり老人は全国で六十万人に達し、今後人口の高齢化に伴い、この数は確実に増大をし、しかも、その介護者の約九割が女性であり、老人問題は女性問題だと言われる理由もここにあらわれているわけでございます。こうした観点と事実認識に立つならば、広い意味での老人保健施設の必要性は十分認められますけれども、政府提案の内容は、医師や看護婦などの医療スタッフは老人病院より少なく、家庭などの生活サービス担当者には特別養護老人ホームより少なく、しかも、その費用の負担は、食費を含め多くの自己負担を強いという、極めて矛盾に満ちた内容でございます。さらに、昭和七十五年までにこの施設を三十万床にするというのでございますから、これは明らかに老人医療費と施設措置費の漸減をねらったものであり、しかも、五十八年二月老人保健法が施行され前後、一般病院か

らの老人の追い出しが多発をし、一挙に社会問題となりまして、今回は、老人病院からこの施設へ意図的に移しかえることも考えられ、公的福祉の退却路線以外の何物でもないと思はざるを得ません。(拍手)

さて、今回は老人保健法の定めるもう一つの柱である医療以外の保健事業について明らかにされておりますが、それは老人医療費にも直接影響し、老人保健施設のあり方とも密接に関連する問題でありますので、簡単にお尋ねをいたします。厚生省は、老人保健法制定に当たり、老人保健事業は基本的に保健所、公的医療機関など公的施設とすると答弁をしておりますけれども、実情は半数以上が民間医療機関に委託をしております、大変問題でございます。第一次五年計画の実施状況とあわせ、六十二年からスタートをする第二次計画の骨格をお尋ねいたします。

○議長(原健三郎君) 中沢君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。○中沢健次君(続) さらに、六十二年予算の概算要求で、この事業の中心を担っている保健所に對しその交付金を大幅に減額しておりますが、その理由を厚生大臣にお尋ねをいたします。

さて総理大臣、あなたは日本民族の道徳心に基づいて言及されますが、公徳心という親への孝行心は、時代がどう変わろうとも美徳の大きな柱であることは変わらないうえでございます。総理、政治がきばをむいて、社会的に弱い立場にある高齢者への加害者であってはなりません。改めて政治家の公徳心という原点に立ち返り、高齢者のお一人お一人が祈りにも似た思いでこの法案の成り行きを見守ることが国政の最大の使命であることと健康を守ることを国政の最大の使命であることをみずから問い直されたいかがでございますか。総理、あなたの政治哲学からすれば、あるいは本意でないかもしれませんが、この際、異常なまでに突出をし、聖域化している防衛費を抑え、あなたの心の扉を開き、高齢者の悲痛な叫びと国民の

声を受けとめ、本法案の撤回の御決断をされるよう強く訴えまして、総理の御見解をお尋ねし、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 中沢議員にお答えをいたします。まず、老人保健法の趣旨に対する認識でございます。私は、中沢議員が今おっしゃいましたように、公徳心は非常に大事であると思ひます。我々も心から老人をいたわりまして、老後をせめて安穩に生活できるようにこれからの最大の努力をしてまいりたいと思っております。

人口の高齢化が急速に進む間におきまして、老人の医療費も非常に増高してきております。大体平均して年一〇%から一二%ぐらい最近の統計ではふえております。老人医療費が大体四兆二千億円から三千億円の間でありますから、したがって、一〇%といましても四千億円以上のお金が必要で、毎年毎年余計な要するといふわけであります。そういうような情勢を見まして、老人医療の体系を世代間の公平を維持しつつ長期・安定的に持続していくということは大変な問題であります。そういう観点から、政府は、世代間の公平を図り、長期・安定を行うためにこのような改革を行おうとしておるのであります。この点については国民の皆様方にもぜひ御理解を得るよう努力してまいります。したがって、法案撤回の考えはございません。

次に、長寿社会への対応という問題は政治の最も重大な課題であると思ひます。政府は、総合的な観点から、六月六日に長寿社会対策大綱を決定いたしました。それを各省挙げて努力しておるところでございます。この長寿社会対策大綱におきましては、まず第一に雇用・所得保障システム、健康・福祉システム、学習・社会参加システム、住宅・生活環境システム、それから研究開発の推進等々の項目を盛りまして、一つ一つ着実にこ

れを実行してまいりたいと思っております。このようなビジョンを持ちまして今後とも鋭意努力してまいります。

次に、六十二年度概算要求における医療費の問題でございますが、国民の医療費負担を適正な水準にしていくなめには、医療費自体の適正化作業というものをやはり推進せざるを得ません。今後の医療費適正化対策及び各種関連施策の拡充強化作業については、ただいま幅広く検討中でございます。まして、六十二年度の対策についても予算編成時までに関係各省との協議及び政府・与党との協議を行うつもりでございます。

防衛費との問題でございますが、医療費は医療費としての価値があり、防衛費は防衛費としての価値がございます。我々は、防衛費については、他の諸施策との調和を図りながら必要最小限に計上して、節度ある防衛体系を持っておるのであります。この点についても御理解を得たいと思ひます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手) ○国務大臣(斎藤十朗君) お答えをいたします。まず、一部負担についてでございますが、今回の一部負担の引き上げは、世代間の負担の公平化、健康に対する自覚と適正な受診という観点からお願いしているものであります。医療費の抑制を目的とするものではございません。また、病気の早期発見、早期治療の観点から、健康診査等の保健事業を計画的に進めてきたところであり、引き続き昭和六十二年を初年度とする第二次五年計画の策定等により、その一層の推進を図る所存であります。次に、老人医療の世代間の負担につきまして、現在、四兆円を超える老人医療費のうちお年寄りの一部負担は約一・六%であり、残りの大部分は若い世代の負担に負っている実情にあります。このため、増加の避けられない老人医療費をお年寄りも若い世代も公平に負担するという観点

から今回の改正をお願いしているものであります。

一方、保険外負担の問題につきましては、従来からその負担を適正な範囲のものとするなど指導、是正に努めてきており、今後ともその徹底を図ってまいります。また、保険外負担について、昨年、全国の老人病院に対する調査を行ったところであり、その調査結果は実態を反映したものと考へておりますが、今後ともこの調査結果を踏まえ、さらに実態の把握に努めてまいります所存であります。

次に、国保との関連についてのお尋ねでございますが、退職者医療の影響については、政府としてはあらゆる努力を重ね、六十年度に国保特別交付金千三百六十七億円を措置したところであります。今後とも市町村国保の安定的な運営が行われるよう配慮してまいります所存であります。また、老人保健法改正法の実施時期のおくれにより市町村国保財政に大きな影響が生じておりますので、一日も早い改正法の成立をお願いいたしますとともに、市町村国保の安定的な運営が図られるよう十分誠意を持って対応してまいります所存であります。

次に、国保の保険料については、高齢者を国保が多く抱える結果、比較的負担が高くなっておりますが、今回の老人保健制度の改革により老人医療費の公平な負担が図られる結果、負担の軽減が図られるものと考えております。給付が低く保険料が高いという中沢議員の御指摘の問題につきましては、六十年代後半のできるだけ早い時期に実施を予定しているいわゆる医療保険制度の一元化の中で解決してまいりたいと考えております。

他制度から拠出を求めるのであれば国の負担をふやせとの御指摘であります。今回の改正は、老人医療費を各制度で公平に負担することを目的とするものであります。また、現行の国保の国庫負担については、事業主負担がないことや低所得者が多いこと等を勘案し、他制度に比べ高率の負担を行っているところであります。なお、全制度

を通ずる給付と負担の公平化については、六十年代後半のできるだけ早い時期に実施する方向で引き続き検討してまいります所存であります。

次に、老人保健施設についてのお尋ねであります。この施設は寝たきり老人等の医療と生活の両面のニーズに積極的に対応するために創設するものであり、単なる財政対策として御提案申し上げたものではありません。施設創設後も、特別養護老人ホームにつきましては、着実にその整備を推進していく考えであります。また、入院治療に必要な方は病院において、入院治療は必要がない在宅での療養が困難な方は老人保健施設において、それぞれの心身の状態にふさわしいサービスを提供できるようにいたしたいと考えております。

次に、保健事業についてのお尋ねであります。保健事業は市町村が必要な要員、施設を確保してのみから実施することが原則であります。これが困難な場合は地域の関係機関に委託できることとしております。委託先については、保健所等の公的機関を原則とするよう指導してきております。また、住民の利便や公的機関の配置状況等も踏まえ、民間医療機関への委託も一部認めております。なお、この場合においてもその水準が適正に保たれるよう配慮いたしてまいります。

老人保健事業の実施状況につきましては、これまで第一次計画に基づき計画的に実施してまいりました結果、ほぼ全市町村で事業が実施され、また、脳卒中や胃がん等の死亡率の減少が見られるなど、着実に成果を上げてきております。第二次計画においては、第一次計画の実績も踏まえ、地域住民の多様なニーズにきめ細かく応じられるよう循環器疾患、がん等について魅力ある健診づくりを図るなど、質的な工夫、改善を凝らし、保健事業の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、保健所運営費交付金についてのお尋ねであります。地域保健対策について、人口の高

齢化等に伴い、二十一世紀を見通した体系の見直しが必要となっており、保健所業務については、当面老人保健対策、精神保健対策、医療計画の推進等の重要施策の充実を図ることが必要と考えており、そのための予算要求を行っているところであります。一方、近年の行財政改革推進の趣旨から、国庫補助金についての厳しい見直しを要請されているところであります。このため、来年度の予算要求においては、保健所運営費交付金について、老人保健事業等に要する経費以外の一部の経費について、国庫補助の対象から除外して一般財源化することといたしてまいります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 加入者按分率の問題でございますが、御承知のように、老人の加入割合が各医療保険制度の間に大変に大きな格差があるわけでございまして、その格差から生じます負担の不均衡と申しますか、それを是正しまして、国民経済の中でできるだけ老人医療費を公平に負担できるようにしたいという観点から御提案を申し上げておりました。単に財政対策といった観点からのみ考えておるわけではございません。

それから次に、老人医療費の一部負担の見直しでございますが、厚生大臣からお答えがございましたが、世代間の費用の負担の公平化を図っておきたいということ、それから、御老人でありまして、やはり御自分の健康については絶えず自覚を怠らないようにしていただきたいという観点も含めまして、まあ無理のないと思われる範囲内での引き上げをお願いいたしておるわけでございまして。

なお、老人医療費でございますが、現在、国庫補助が一兆六千億円を上回っておりまして、これは、全体の老人医療費が四兆三千億円でございますので、かなりの国庫助成を行っておるということとを申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣栗原信行君登壇〕

○国務大臣(栗原信行君) 改正法案の成立時期のおくれ等による国保財政への影響についてお答えいたします。

退職者医療制度の創設に伴う加入者数の見込み違い等による国保財政への影響及び老人保健法改正法の成立のおくれによる影響については、今後とも市町村国保の安定的な運営が行われるよう適切に対処する必要があると考えております。

次に、国民健康保険の保険料に対する効果についてお答えいたします。

今回の改正法案では、加入者按分率の引き上げにより、各医療保険制度を通ずる負担の一層の公平化を図ることとされておるわけであります。現在、老人の加入率が他の医療保険より高いため、老人医療費の負担が過重となっております。国民健康保険についても引き上げを抑制する効果があるものと考えておるわけでございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 沼川洋一君。

〔沼川洋一君登壇〕

○沼川洋一君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま提案されました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係各大臣に質問を行うものであります。

まず、本題に入ります前に、さきの自民党講習会における総理の発言は、アメリカの各界各層、国民から厳しい批判を受け、また、国内からもひんしゆくを買ったことは当然のこととあります。国際社会とともに生きていかねばならない我が国が、総理の発言によって大きく信頼を失墜させたことは極めて重大であり、私は、日本国民に多大な迷惑をかけた以上、総理はこの本会議場において国民に陳謝すべきであると考えらるものであります。総理の御答弁を求めるものであります。(拍手)

さて、今や我が国の高齢化は世界に類を見ない速さで進んでおり、厚生省の推計でも、老年人口

昭和六十一年十月十七日 衆議院会議録第六号

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する沼川洋一君の質疑

八四

率は昭和九十五年には二・一・八となり、まさに世界一の超高齢化社会を迎えると言われております。既に平均寿命では男女とも世界第一位を誇る我が国が、一方で国民健康不安時代などと言われるこの矛盾をどのように考えるべきなのでありましょうか。このことは、現在の医療が人間の寿命を延ばし得ても、そのことによって幸せではなく、不安を与えているにすぎないことを示しております。すなわち、長寿化が進むにつれて、今、国民の間には、果たして長い人生を有意義に過ごせるだろうか、長生きしてよかつたと同様に思われるような不安が広がっております。したがって、この急速な高齢化に対応し、今こそ国民が安心できる充実した老後を保障することは国政の責務であり、緊急課題であります。

そこで、まず最初に、中曽根総理にお尋ねいたします。

この老人保健法の改正案は、さきの国会で各方面より強い反対を受け、廃案となったものであります。その内容について厳しい批判と指摘がなされ、改善すべき多くの問題を抱えたこの法案を、何から見直すことなく、同じ内容のまま再提出されましたことは、まことに無責任な行為であり、まさに福祉切り捨ての中曽根政治の実態を見る思いがいたします。選挙に勝ったからといって、そのすべてが支持されたわけではありません。総理、あなたの言葉をおかりすれば、今こそ謙虚に国民の声に耳を傾けるべきであります。国民の好まざる法案を何の反省もなく再提出された理由をお聞かせください。

かしなが、この三年間の実績を見ると、質的面で問題が多く、その目玉である健康診査の受診率は計画を下回り、国の予算もその負担割合や健康診査単価の見積りも低きなどに問題があり、そのため自治体のやる気をなくさせる結果になっております。国は本気で取り組み姿勢があるのかと疑いたくなります。この三年間の保健事業について、総理はどう評価されているのか、今後の対応をどうするのか、御見解をお伺いいたします。

また、保健事業の実施主体は市町村であり、その意味で、この点についての自治大臣の見解も聞かせたいと思います。

第三には、改正案の中身は、一部負担の強化と加入者按分率の引き上げだけが突出したもので、明らかにマイナスシリングに対応するための目の先の財政対策であります。しかも、いかに取りやすいところから取るという発想は、ビジョンのない我が国の医療政策を如実に物語っています。診療報酬の合理化や医療機関の指導監督の強化、保健事業の拡充など、打つべき対策を後回しして、医療費の帳じり合わせだけが先行するやり方では、根本的解決にはなりません。これではもはや老人保健法ではなく、まさに巷間言われるような老人費用徴収法になってしまっているではありませんか。総理の御所見をお聞かせください。

第四には、これからの老人保健のあり方を考えるに当たっては、老後の生活で最も大切な保健、医療、福祉の施策を有機的に結合させながら、総合的かつ大胆に拡充していく中で対策でなければなりません。したがって、この法案の審議に当たっては、二十一世紀を展望し、安定した老後保障のための基本方針を明らかにすべきであると考えます。その意味で、既に我が党では保健、医療、福祉の総合対策を策定しておりますが、政府にはその考え方と用意があるのかどうか、所信を承りたいと思います。

第五には、法案の中身の具体的な点に関し、厚生大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

第一点は、老人医療費の一部負担金の引き上げについてであります。

本法案では、外来自己負担が現在一カ月四百円であるのを千円に引き上げ、入院自己負担については、現在一日三百円を二カ月間だけ支払えばよいものを、今度は入院全期間にわたって一日五百円にしようというものであります。これは、通院の場合では月二・五倍の大幅引き上げであり、入院の場合はさらに厳しく、一年間の入院生活では、現在の一万八千円から十八万円と一挙に十倍に負担がふえることになり、まさに異常としか言いようがありません。

政府の説明では一カ月千円の負担は決して重くないと言われますが、日本医師会の調査によりますと、老人の医療機関受診は二つ以上の医療機関に通っている人が七一・七％もあり、千円で済む老人は少なく、実際には二千元、三千元と支払う人が多くなると述べています。この件に関し、厚生省では老人の診療科目は一人平均一・五であるとの反論をされております。仮に一・五としても平均値で千五百円であり、四倍の値上げになるわけでありです。したがって、このような高い一部負担は、国民の医療保障の権利を制限し、初期診療を抑制する結果、効果的な治療の機会を失い、かえって医療費の増大を招くことになると心配するものであります。

また、昭和五十九年の厚生行政基礎調査によると、高齢者世帯主は六五％が無職であり、四〇％が年金だけの生活であります。年若い収入の道が閉ざされている老人の負担については、その生活実態、特性に対する配慮について十分検討すべきであります。さらに、入院について二カ月限りという限度を外した点については、政府は在宅の寝たきり老人とのバランスがとれないことなどを理由に挙げておりますが、在宅寝たきり老人とのバランスを言うならば、まず一番に訪問看護やホームヘルパーの充実など、在宅の医療レベルを上げることこそ優先されるべきであります。さら

に、入院の場合は正規の入院料のほかにお世話料と称する多額の保険外負担を強いられ、負担の公平論を盾に一部負担を求めらるれば、その前にこの問題の解決こそ急ぐべきであります。したがって、このようなお年寄りに過酷な負担を強いる改悪案は撤回すべきであると考えます。大臣の所見をお伺いしたいと思っております。

第二点は、加入者按分率の引き上げについてお尋ねいたします。

改正案では、加入者按分率を現行の四四・七％から二年間で一〇〇％にしようとするものであります。老人医療費を国全体で公平に負担するとの趣旨そのものは理解できますが、現状を無視した急激でしかも大幅な引き上げには問題があり、反対であります。

政府は、引き上げの理由として、医療保険各制度間の老人加入率の不均衡を見直し、老人医療費の公平な負担を図るためと説明されておりますが、その本当のねらいは、赤字の国民健康保険を黒字の健保組合等の負担増によって救済させるという財政対策が見え見えであります。国民健康保険は、多くの老人を抱え、財政的に困窮しているのは事実であります。国保の財政赤字をさらに増大させた要因は、退職者医療の見込み違いによる国庫補助の削減であり、明らかに国の失政によるものであります。国保がみずからの手でその経営を立て直す努力は当然のことであり、また、外部からの援助の必要性も認めるものですが、しかし、それを保険制度間の財政調整のみに求め、国庫負担を削減するのは論外のことです。したがって、加入者按分率の引き上げを言う前に、退職者医療制度の見込み違いについては国が責任を持つ措置すべきであり、また国保への国庫補助についても、少なくとももとの水準に戻す努力を行うべきであります。あわせて、今後の国保の問題をどうするのか、御見解をお聞かせください。

また、老人保健制度の創設の際の経緯を振り

返つてみると、一〇〇%の財政調整の適否については、費用負担に急激な変動が生じ過ぎるとして見送られ、当時の厚生省の担当審議官は、医療費の増減の要素が反映されない按分の仕方は、保険者の経営努力を失わせ、逆に負担の不公平をもたらす結果になると明確に述べています。これが今日直しの根拠となっている老人保健法附則第四条の「法律施行後の諸事情の変化」、すなわち加入者按分率を四四・七%から一挙に一〇〇%に拡大せねばならない「諸事情の変化」とは一体何なのか、納得のいく御説明をいただきたいと思ひます。

第三点は、老人保健施設、いわゆる中間施設についてであります。

高齢化社会を迎える中で、寝たきり老人その他介護を要する老人の増大を考え、新しい施設体系をつくるという政府の構想は、我が党として理解できるし、また、その必要性を認めるものであります。しかしながら、その具体的内容については極めて不明確であり、制度化論が先行して、果たしてどういふものができるのか心配されるのであります。

厚生省の整備計画では、本年は十カ所のモデル事業を行い、将来構想として二十六万床から三十万床を考えているようですが、その具体的な手順と、医療費適正化という点でどういふ効果があるのか、明らかにしていただきたいのであります。また、専門家の中から、この発想は、特養ホームを増設するには莫大な公的費用が必要であることから、その代替施設をつくるということ、医療費と措置費の削減策が絡んで中間施設を考え出したのではないかと批判がありますが、この点どうお考えになっているのか、あわせて、現在特別養護老人ホームの待機者が二万人と言われますが、この問題はどうか解決するのか、御意見を聞かせください。

さらに、老人保健施設の整備計画は各県の医療計画の中にあつて、一般病床としてカウントされ

ることになっていくようですが、このことは医療の量的削減と医療の質の低下につながる問題であります。また、後期高齢患者の一般病床からの締め出しになるのではないかと懸念されますが、どうお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。さらにまた、いわゆるばけ老人は老人保健施設では対象外とされているようであり、この問題についてはどう対処するつもりなのか、お伺いしたいと思います。

また、最近の全国社会福祉協議会の在宅痴呆性老人の介護実態調査によりますと、在宅介護は予想以上に厳しく、中でも介護者の中心は嫁であつて、結婚してからずっと介護している人が六六%もいるという実態は容易なことではありません。

中間施設での対応もさることながら、当面の緊急課題として、家族の介護負担を軽減するため、我が党が前から主張してまいりました在宅寝たきり老人介護控除制度を創設し、大幅な減税を行うべきであります。日本の福祉の中で一番おくられているのが老人福祉だと言われますが、年金課税を検討し、年金積立金の自主運営にブレーキをかける大蔵省は福祉の心がわからないと言われているときだけに、大蔵大臣の前向きな誠意ある御答弁をいただきたいと思ひます。

以上、何点かにわたつて質問をいたしました。が、本法案は、財政対策だけが先行し、抜本的な対策は何もなく、お年寄りに過酷な負担を押しつけ、ザラリーマンにとっては実質増税となるものであります。したがつて、このような改悪案には我が党は断固として反対であることを強く主張し、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曽根康弘)答へ〕 沼川議員にお答えいたします。

まず、老人保健法改正法案を再提出する理由であります。これは先ほど来申し上げましたように、人口の高齢化が急速に進む中で、長寿社会にふさわしい高齢者の長期的な安定した保健医療制度を確立するためにこの提案をしておるわけでございます。今回も同じ趣旨に沿つて行つておるものであります。

次に、保健事業の評価の問題でございますが、やはり壮年期からの健康づくりを行う保健事業が重要であると思つております。そのことは、長期的には老人医療費の適正化にも資するものであります。こういう意味におきまして、例えば健康手帳であるとか健康教育、健康相談あるいは健康診断あるいは機能訓練あるいは訪問指導、こういうような諸般の面について保健事業を積極的に推進してまいりたいと思つております。

次に、これは単なる財政対策ではないかという御質問でございますが、一面におきましては今の保健制度を長期的に安定化させようというものであります。一面においては適正なものにするという意味もあり、あるいは公平に負担していくという面もあるものでございます。さらにこれを推進していくために、レポート審査の充実、医療機関に対する指導監督の強化、診療報酬の合理化等医療費適正化対策を推進するということも大事であると思ひます。

さらに、保健、医療、福祉の総合的展開の基本方針いかんという御質問でございますが、これは先ほど申し上げましたように、長寿社会対策大綱を六月六日に策定いたしました。これを懸命に推進してまいらうと思つております。

最後に、自民党講習会における私の発言によりまして、米国民より誤解を受け、御心配をおかけいたしましたことについては遺憾の意を表します。私には人種差別とかアメリカ社会を批判する考えは毛頭なかったことをここで申し添えます。残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣(斎藤十朗)答へ〕 沼川議員にお答えいたします。

まず、一部負担の引き上げについてのお尋ねであります。人口の高齢化が急速に進む中で、老

人医療費の増加は避けられない状況にあります。

この老人医療費をどのように適正なものとし、国民全体がいかに公平に負担していくかが緊急の課題であると考えております。現在、四兆円を超える老人医療費のうちお年寄りの一部負担は一・六%であり、残りの大部分は若い世代の負担に負っている実情にあります。このため、増加の避けられない老人医療費をお年寄りも若い世代も公平に負担するという観点から、今回の改正をお願いしているものであります。今回の改正では、お年寄りが払いやすい定額制を維持し、外来については月の初めに一回だけ支払えばよいという現在の仕組みは変えないこととしており、また、年金や高齢者世帯の所得の実態から見ても無理なく負担していただけるものと考え、また、必要な受診を抑制するものではないと考えております。ぜひ御理解のほどお願いを申し上げます。

入院時一部負担との関連で御指摘の在宅対策の充実でございますが、本格的な高齢化社会の到来を控え、可能な限り、家庭を中心とした日常生活の場で必要な医療や看護、介護が行われるよう訪問看護、ホームヘルプサービス等在宅サービスの充実を図つてまいらうと考えております。また、保険外負担の問題につきましても、従来からその負担を適正な範囲のものとする等指導、是正に努めており、今後ともその徹底を図つてまいります。

次に、加入者按分率についてのお尋ねでございますが、今回の加入者按分率の引き上げは、保険者間の老人加入率の格差を是正し、どの保険者も同じ割合で老人を抱えるようにすることにより老人医療費の負担の公平を図るものであります。これは国庫負担の削減を目的とするものではなく、長寿社会にふさわしい公平な負担のシステムを確立するための改正であり、ぜひとも御理解をいただきたいと考えております。

次に、加入者按分率に関連しての国保の問題についてお答えいたします。まず、退職者医療の影響につきましては、先ほ

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号

ど中沢議員にお答えしたとおり、今後とも市町村国保の安定的な運営が行われるよう配慮してまいり所存であります。国保の国庫補助については、事業主負担がないことや低所得者が多いことなどを勘案して、他制度に比べ高率の補助となっており、また、現下の厳しい国家財政から見て補助率の引き上げは困難でございます。

次に、老人保健法施行後の諸事情の変化についてのお尋ねでございます。

まず、老人の加入が国保に集中し、医療保険の間の老人加入率の格差がさらに拡大してきております。このため、老人保健制度を支える医療保険制度の財政状況は大きく変化してきております。また、先般、健康保険法の改革が行われ、給付と負担の公平化を目指す医療保険制度の一元化が方向づけられ、老人保健制度もその方向に沿って見直しをする必要が生じております。このような状況の変化を踏まえ、老人加入率の違いによる負担の不均衡を是正し、老人医療費を公平に負担するという制度の基本理念の徹底を図る観点から、加入者按分率を引き上げることとしたものでございます。

次に、老人保健施設についてのお尋ねであります。

その整備につきましては、昭和七十五年を目途に二十六万ないし三十万床程度の整備を計画的に進めていく考えであります。このため、法改正後モデル事業を実施することとしており、また、昭和六十二年度予算概算要求においては、本格実施のため百力所の施設整備のための補助金と低利融資制度の創設を要求しているところでございます。また、その医療費への影響でありますが、在宅対策等の推進とあわせて老人保健施設を計画的に整備した場合には、老人医療費の伸び率は、現在の上ま推移する場合に比べ約二ポイント程度低下するものと見込んでおります。

また、老人保健施設は医療費と措置費の削減策ではないかとのお批判がありますが、この施設は

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する青山丘君の質疑

寝たきり老人等の医療と生活の両面のニーズに積極的に対応するため、今回の老人保健法の改正案に盛り込んだものであり、単なる財政対策として御提案申し上げたものではございません。

また、特別養護老人ホームにつきましては、この数年間毎年度八千人程度のペースで整備を進めてきていたところであり、今後とも着実にその整備を推進し、待機者の段階的解消に努めてまいり所存であります。

老人保健施設は、生活サービスとともに医療サービスを提供するものであり、医療計画、地域の病床数を算定する際は、その入所定員数を一定の割合をもつて一般の病床数として扱うこととしていたものであります。老人保健施設の創設により、老人に対する医療の提供は、入院治療の必要な方は病院で、入院治療の必要がない在宅療養の困難な方は老人保健施設で対応することとなるわけでありまして、このため、これまで入院していた方もその状況により老人保健施設への入所が適切な方であれば老人保健施設へ移れることが予想されるなど、それぞれの状態に適合したサービスが提供されることになると考えており、必要な医療の量的削減や医療の質の低下をもたらすものではないと考えております。

痴呆性老人につきましては、精神病院において専門的な医療等が必要なる方を除きまして、老人保健施設においても対象者として考えられると考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 寝たきり老人の減税問題につきましては、御記憶のように、昭和六十年年度の予算修正問題でございましたときに与野党間で御協議が行われまして、寝たきり老人を含みますいわゆる同居の特別障害者に対して特別の控除を行うべきであるという御決定がございました。それに従いまして昨年十二月に法の改正をいたしまして、それが現行になっております。これによ

りますと、寝たきり老人等を在宅で扶養いたします場合の控除は八十万円でございます。普通の扶養控除が三十三万円でございますので、この八十万円というのはいかにも高い控除をいただいております。ことにございまして、この点どうぞ御理解をお願いいたしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣葉梨信行君登壇〕

○国務大臣(葉梨信行君) 老人保健法に基づき老人保健事業についてお答えいたします。

老人保健事業は、医療と医療以外の保健事業を一体的に実施する観点から市町村が実施主体とされていくところでございます。活力ある長寿社会を築くために重要な役割を担うものと認識しております。もとより、市町村が行う老人保健事業に対して適切な財源措置が行われることが肝要でございます。自治省といたしまして、今後この事業が円滑に実施されるよう配慮してまいり所存でございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 青山丘君。

〔青山丘君登壇〕

○青山丘君 私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま趣旨説明が行われました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係各大臣に質問を行うものであります。

民社党はこれまで、中曽根内閣の政策に対し是は是、非は非との立場を貫いてまいりました。行政改革、国鉄改革、教育改革など、国民に必要と思われる改革については、むしろ与党以上に積極的に提言をし、具体的な施策を実現してまいったところであります。

私も中曽根内閣の間では、自由と民主主義を守り、自由陣営の一員として世界平和に貢献していく、この基本認識では一致しております。しかし、福祉国家の建設という点については、残念ながら認識を異にすると言わざるを得ません。民社党は、結党以来、政治の目標として福祉国家の建設を掲げてまいりました。党綱領で福祉国家

八六

の建設をうたい、その具体化に努力してまいったところであります。その根本は、力のある人は力をもって、経済力のある人は経済力をもって社会に貢献をしていく、そして弱い人を助けていく、こういう協同の精神であります。しかるに、中曽根内閣が行おうとしている政策は、この精神を踏みにじり、力のない人、弱い人の生活を圧迫するものであると言わなければなりません。

行政改革イコールマイナスイメージという誤った認識のもとで予算が編成をされ、毎年自然増が避けられない社会保障予算は地方へ負担を転嫁していく、そして福祉水準を切り下げざるを得ない状況に追い込まれているのであります。これはまさに福祉ビジョンの欠如を示すものであります。健康の不安、老後の不安など国民の不安が高まっている今こそ、福祉ビジョンを国民に示し、安心して生活できる社会を築くことこそ政治の使命ではございませんか。私は、この際、総理の福祉ビジョンを明確に示していただきたいのであります。

特に、我が国の高齢化はその内容や速さから見て世界に類を見ないものであります。したがって、社会保障負担が徐々に上昇していくのは避けられないことであり、それなりの覚悟が必要であります。しかし、その場合必要なのは、高齢者の医療、年金、就労、住居など、高齢者の生活保障をどのように充実していくのか、長期的展望と計画を明らかにしていただく必要はあります。そのためにどの程度の国民負担が必要なのかを示して、国民に理解を求めることではないでしょうか。この点について国民の合意を得ないまま社会保障負担の引き上げのみを国民に求めるのは、当面の財源対策だけを考えたことであると言わなければなりません。安易な負担転嫁であるとのそしりを免れないと思えます。私は、豊かな高齢化社会への長期計画の中で今回の改正案をどう位置づけておられるのか、総理の御見解をお聞きしたいのであります。

また、高齢化社会が進行する中で国民負担率は何%程度がふさわしいと考えておられるのか、大蔵大臣にお答えをいただきたいのであります。

次に、本法案に關しまして数点にわたりお尋ねをいたします。

今回の改正の大きな柱は、言うまでもなく一部負担の強化であります。既に外来の場合毎月四百円、入院の場合二カ月を限度として一日三百円の負担が実施されております。この改正が行われますと、お年寄りの外来時負担は千円になり、二・五倍も引き上げられることとなります。

また、入院時一部負担は、一日五百円で無期限となります。お年寄りが六カ月入院したと仮定した場合、今一万八千円の負担で済むものが政府案では九万円となり、一挙に五倍にも引き上げられることになるわけであります。

受診一人当たり二・六カ所と言われております。病氣によつては病院や受診科目などがまたがるわけでありまして、月々わずかに千円の負担ではないかと考えるのは大変な誤りであります。通院に伴う交通費、入院に際しての差額ベッド、さらに加えて、一カ月平均約二万八千円とも言われているおむつ代、お世話料等の保険外負担があります。患者と家族の負担感に相当厳しいものとなっております。患者の重いお年寄りの数は年々増加しております。障害の重いお年寄りの数は年々増加していると言われており、現在寝たきり老人六十六万人、痴呆性老人五十万人と言われております。こうしたお年寄りに常には家族が付き添わなければならないために、看護のため離職や休職のやむなきに至る場合も多くあります。それがひいては家庭崩壊という悲劇につながっている事実を見逃すことはできません。私は、このようなお年寄りとその家族の生活を大きく圧迫する負担の増大を断じて容認することはできません。総理が勇断をもつて一部負担の強化を撤回されるよう強く要求するものであります。(拍手)総理の御所見を伺いたいのであります。

次に、加入者按分率の引き上げについてお尋ね

いたします。

厚生大臣は、趣旨説明の中で加入者按分率を引き上げる理由として、保険者間の負担の公平化を図ることを挙げておられます。しかし、いわゆるクロヨンと言われる所得の捕捉の問題があります。保険料の収納率の問題があります。こうした制度間の不公平を放置しながら抽出部分での負担の公平のみを論ずるのは、より一層不公平感を増大するのではないかと考えるのであります。厚生大臣の御見解はいかがでありましょうか。

私は、現行四四・七%の加入者按分率による財政調整そのものを否定するものではありません。しかし、今回の改正はこれを本年度八〇%、来年度一〇〇%へと一挙に引き上げようとするものであります。これは法制定時に五〇%までとしたこれまでの経緯を無視するものであります。加入者按分率の引き上げは、国庫負担の削減が前提であつて実質的な増税ではないか、こういう国民の声を徹底的に受けとめていただきたい。これを撤回するお考えはないかどうか、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、要介護老人対策として法案に盛り込まれております老人保健施設について伺います。

増大する要介護老人の多様なニーズに対応するため、医療サービスと生活サービスをあわせ提供するいわゆる中間施設を制度化することは、かねがね我が党の主張でもあります。十分理解できるものであります。私が心配いたしておりますのは、果たしてこれが本当に老人にとって安心できる内容の施設になるのかどうかという点であります。

残念ながら法案を見る限り、この点が不明確で、内容が明らかではありません。施設の職員配置はどうなるのか、構造、設備はどうなるのか、のか、医科及び歯科の治療施設はどうなるのか、老人保健施設の療養費はどこでだれがどのようになつていくのか。細部は政省令で定めることになっておりますが、これらが十分詰められない

まま法案のみを審議することになります。それは、老人にも診療担当者にとつても不安を拡大するだけであります。結局、拠出金按分と一部負担増のみを重視する政府の本心を露呈したものであると思ひますが、これらの内容について厚生大臣はどうお考えなのか、お聞かせいただきたいのであります。また、果たしてこの施設がやがて全国民が利用できるように整備されていくのでしょうか。将来の整備方針と整備の見通しについてお聞かせいただきたいのであります。

また、高齢者対策の充実という観点から、この際、あわせてお尋ねしたいと思ひます。

長寿社会を迎え、退職後二十年以上に及ぶ老後生活を支える柱として年金に依存せざるを得ない状況にあつて、年金の重要性はますます大きくなつております。こうした中で、去る八月五日に出された受給時課税の強化が打ち出されておりました。これは、高齢退職者の間に、老後の生活設計を大きく狂わせるものであるとの不安が高まっております。さらに、新型間接税の導入という点にてもなれば、年金受給者にとつては、年金給付水準が抑制され、受給時課税が強化され、新型間接税が導入されるといふことになれば、まさにトリプルパンチとなつてしまいます。全階層にわたる所得税減税が行われるのに、一方では担税力の乏しい年金受給者については増税というのでは、公的年金制度に対する国民の信頼を失わせることになつて、公平を欠くこと著しいことになつてしまふのであります。まさかこのような措置は行われまいと考えるお考えか、お答えいただきたいのであります。

次は、老人保健事業についてお尋ねいたします。

厚生省は、老人保健事業の第一次計画に引き続いて第二次五カ年計画を策定されました。早期発見、早期治療は医療の基本原則であつて、壮年期からの健康管理が一層大切になつてきておりま

す。特に、三大成人病と言われる、がん、心臓病、脳卒中対策が極めて重要であると考えます。第二次五カ年計画で目標とされておるこれら成人病に対する健康審査の受診のためにどのような手段を講じていかれるのか、お答えいただきたいのであります。

次に、老人の快適な生活を支える食生活の助成、改善についてお尋ねいたします。

老人保健法成立のときの附帯決議の中に、老人医療のうち、歯科における欠損補綴は、「特に改善を図るとともに歯科保健事業の確立と歯周病等に対する歯科健診の導入に努めること」とうたわれております。高齢者にとつて大切な食生活、かめる歯が欲しい、こういう老人の切実な願いにこたえるために、どのように対策を進めていかれるのか、御見解を示していただきたいのであります。例えば、虫歯は自然治癒がありません。安静にしていれば治るものではなく、私は定期健診が必要だと思ひます。当面、成人、老人の歯科健康教育、健康相談といった保健事業の推進を図るとともに、その前提ともいふべき歯科健診の導入をぜひ検討すべきであると思ひますが、厚生大臣の御答弁をお願いいたします。

最後に、老人保健審議会の構成についてお尋ねいたします。

老人保健審議会の権限が、当初の保険者拠出金に關する重要事項から、今回の改正では「老人保健に關する重要事項」と交わつております。老人保健審議会の権限がこの際拡大されようとするのであります。また、福祉や医療の分野まで包括されるのであれば、審議会の委員についても、この際、診療担当者の代表を加えるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

以上、幾つかお尋ねをいたしました。このよううな老人医療の負担の増額は、高齢者の収入や所得水準を考へていただきたい。かつまた、高齢に伴つて高い有病率になつていく現状を無視した暴挙であると言わなければなりません。戦後の我が

八八

内閣総理

〔内閣總理大臣中曾根康弘君登壇〕

福祉のビジョンの問題でございますが、

長期的展望の問題でございますが、二十

国民負担率

1000

次に、今回の改正案の位置づけの問題でござい

次に、一部負担の問題については撤回せよとい

次に、加入者按分率の問題でござ

残余の答弁は関係大臣がいたします。（拍手）

答弁は関係大臣がいたします。（拍手）

○國務大臣(宮澤喜一君) 国民負担

局国民の選択の問題になるのではないか。あらか

Table 1

次に、年金課税につきましてお尋ねがござ

今後高齢化社会になりますと、どうしても

〔國務大臣齋藤十朗君登壇〕

〔國務大臣齋藤十郎君登壇〕

まず、加

次に、老人保健施設についてであります。こ

1000

老人保健施設の整備につきましてであります

次に、年金課税についてのお尋ねであります。

次に、老人保健事業についてのお尋ねであります。

また、老人の歯科保健につきましては、従来か

10

昭和六十一年十月十七日 衆議院会議録第六号

齒科診療報酬において齒科口腔疾患指導料や有床義歯指導料を設け、本年四月の診療報酬の改定に際してもこれらの引き上げを図るなどの改善に努めておるところでございます。

老人保健審議会についてありますが、今回の改正案においては、老人保健施設の創設に伴い、その諸基準等について老人保健審議会が御審議いただくこととしております。このため、老人保健審議会に老人保健施設部会を設け、診療担当者を始めとする関係者にも参画願ひ、御審議いただきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 浦井洋君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔浦井洋君登壇〕

○浦井洋君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、老人保健法等の一部改正案について、総理並びに関係閣僚に質問をいたします。

本題に入るに先立ち、お伺いしたいことがあります。総理は、近く訪中して、中国側からA級戦犯合祀の分離による靖国公式参拝再開の了解を取りつける方針だと伝えられています。ところが、このほど厚生省が憲法に違反して、A級戦犯を含む合祀に深く関与してきた事実が発覚をし、これまでの政府の言いが内外の世論を欺くものであることが重ねて明白になりました。まず、この点につき総理の責任ある答弁を求めるものであります。(拍手)

言うまでもなく、靖国問題の核心は、天皇のための戦死と侵略戦争を礼賛し、憲法を踏みにじって靖国を軍国主義復活に利用するという点にこそあり、A級戦犯合祀をやめたら公式参拝が許されるというような単純なものではないのであります。総理、あなたはあくまでも公式参拝を再開するといふのですか。公式参拝を合意とした昨年とことしの官房長官談話を直ちに撤回をして、公式参拝取りやめを明言すべきではありませんか。明確な

答弁を求めます。(拍手)

さて、総理、あなたは選挙で福祉の充実を公約をいたしました。少なからぬ国民は、その公約を信じて自民党に投票したはずであります。ところが、選挙後一番に提出されたのがこの老人保健法再改悪案であります。本法案は、労働者はもとより、以前老人保健法に賛成した全国老人クラブ連合会も余りのひどさに今回は反対の立場に回り、広範な国民の反対によって、さきの国会で廃案とされたものであります。選挙が終わったからといって、与党の中でさえ異論の強い本法案をそのまま再提出するというのは、余りに国民を愚弄するものではございませんか。

総理は、所信表明で、「国民が長い人生を安心と生きがいを持って過ごすことができるようにするため」、「政府は、長寿社会対策大綱に基づき、施策を総合的に推進する」と述べています。この大綱にはさまざまな施策が列挙されていますが、どこを探しても公的責任、国の責任についての文言が見当たりません。国の責任が放棄され、個人責任にゆだねられているのであります。政府は、社会保障の分野にまで民間活力を導入して、福祉を管利の対象として、そして福祉の有料化を進めようとしております。まさにこの大綱は、総理の戦後政治の総決算の思想に根差した福祉総切り捨ての大綱と言わなければなりません。総理、長寿社会対策大綱における国の責任、公的責任のあり方についてあなたはどうか考えておられるのか、明確にお答えを願ひたいのであります。(拍手)

臨調行革の五年間で社会保障関係予算は約五兆円も削減されてまいりました。一方、同じ時期に軍事費が約四〇％もふえたことは、臨調路線なるものが、軍拡と大企業奉仕のために、いかに福祉と国民の暮らしを犠牲にするものであったかを端的に示しております。しかも、老人保健法改悪を手始めに、政府が健康保険本人二割自己負担、国民健康保険の全面改悪など、福祉攻撃の第二ラウンドを開始しようとしているのは極めて明らかで

あります。

お年寄りや障害者など、社会的に弱い立場にある人々が住みにくい社会というのは、働き盛りの国民にとっても決して住みやすい社会ではないのであります。行き過ぎた競争社会は国民からゆとりをなくし、対外的には貿易摩擦を生み、世界からもつまはじきにされている、これが今の日本の現状であります。総理、社会保障の充実こそが国民にゆとりをもたらすし、内需を拡大していく何よりの保障だと思いませんか。そのためには軍拡、大企業奉仕の政策をやめ、社会保障、教育を重視する方向へ転換をすべきであります。答弁を求めます。

さて、老人保健法改悪案について具体的に質問をいたします。

第一は、老人医療費の自己負担が外來は二倍半、入院一年で十倍というかつて例を見ない理不尽な大幅引き上げがなされようとしておることです。

三年前に有料化され、お年寄りは受診を手控えたり、中途退院を余儀なくされてまいりました。その結果、疾病の発見がおくれ、重症化してしまつた事例が数多く生まれているのであります。老人医療費、特に入院費の急増は早期発見、早期治療が行われず、受診即入院となったからではありませんか。厚生大臣の答弁を求めます。(拍手)

老人の疾病の重症化を防ぐために、老人医療費無料制度を復活すべきではありませんか。これに必要な経費はたったの六百十億円にすぎない。エイズ艦一隻の購入を取りやめれば十分に生み出されるのであります。(拍手)総理並びに厚生大臣の見解を求めます。

第二は、提出金の加入者按分率を変更して労働者の負担をふやす、国民健康保険の負担軽減と称して国庫負担を大幅に削減しようとするいわゆる財政調整についてであります。

この間、政府が老人保健制度や退職者医療制度あるいは基礎年金の創設によって財政調整してき

た金額は膨大なもので、これが労働者への負担増となつておるのであります。これに加えて、加入者按分率一〇〇％が実施されると、労働者の大幅な負担増となり、実質増税されるのと同じことになるのであります。また、財政調整は、組合健保や政管健保を給付率の低い国保並みに引き下げる役割を果たすのであります。労働者の負担は大幅にふえるのに、給付水準は下がる、しかも、国の負担は大幅に引き下げられる。これでは、労働者を初めとする国民の納得が得られないのは当然ではありませんか。総理並びに厚生大臣の答弁を求めます。

第三は、老人保健施設の新設についてであります。

年々寝たきり老人が増加し、安心してお年寄りを預けられる施設をもつと建設してほしいというのは国民の強い要望であります。この国民の要望にこたえるのかのごとくに、政府は老人保健施設を提案してまいりました。しかし、その内容を見ると、病院に比べて医師、看護婦が少なく、当然医療の質が低くなります。老人ホームに比べると、病院病床の転換による安上がりな施設でありま

す。その上に、介護人が少ないためにケアの質も低い。しかも、食費や生活費、サービスなどは月額五万円を基準として自己負担せよという、まさに低医療、低福祉、高負担の施設構想ではありませんか。国民の望んでおるものとは似て非なるものと言わざるを得ません。

しかも、基準以上のサービスを希望する場合、自由契約で差額を払わせる制度となつており、福祉に差別を持ち込むとしております。これは、特別養護老人ホームなどの措置費制度を解体をして、社会福祉制度の破壊に道を開くものであります。これこそ長寿社会対策大綱の行き着く先をくつきりと象徴しているではありませんか。

(拍手)医療機関でもない、福祉施設でもない中間の施設をつくることによって、医療と福祉そのものの質の低下は避けられないのであります。この

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号

点について厚生大臣の見解を求めます。

第四の問題は、国民健康保険料金の滞納者から健康保険証を取り上げ、医療給付を一時差しとめるという制裁措置を盛り込んだこととあります。

国民健康保険は、もともと財政基盤の弱い保険であり、しかも事業主負担がないため、国庫負担金が大きな支えとなつて運営されてきたのであります。ところが政府は、一昨年国庫負担金を大幅に引き下げたために、当然の結果として九〇％以上の市町村国保が保険料を引き上げざるを得なくなつたのであります。高くなつた保険料を払えず、やむなく滞納する国民をつくり出したのは全く政府の責任ではありませんか。その責任を棚上げにしたまま、国民の医療を受ける権利を奪ひ、国民皆保険制度を突き崩す今回の制裁措置は到底許されるものではありません。これは国民健康保険法の趣旨並びに憲法第二十五条の精神に反するものと言わなければなりません。総理並びに厚生大臣の明快な答弁を求めるものであります。(拍手)

以上述べたように、老人保健法改悪は、お年寄りや労働者への負担増を招き、国だけが老人医療費の支出を減らして、それを軍事費につぎ込むものであつて、お年寄りいじめ、福祉切り捨て以外の何物でもないものであります。国民の望む老人医療、保健制度に全く逆行する政府の老人保健法改悪案は断じて容認することができません。(拍手) 病める者、老いたる者の命を守ることを信条とする医者としても、総理に老人保健法改悪案の撤回を強く要求するものであります。(拍手)

最後に、私は、先般の総理の人種差別、女性差別発言について、我が党は、総理がこの本会議場において正式に取り消し、陳謝されるよう強く求めていることを改めて申し添えまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 浦井議員にお答へ〕

老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する浦井洋君の質疑

えいたします。

まず、靖国神社の問題ですが、靖国神社は戦没者慰霊の中心施設であります。靖国神社は、国を守るため、または東洋平和のために純真に戦没された二百数十万の英霊が鎮まっていると一般国民は考えておる。その厳肅な事実を否定することはできないと私は思つております。(拍手)

従来、厚生省は、靖国神社の依頼に応じ、弔慰金や遺族年金等の裁定状況について調査、回答してきたことは事実であります。これは靖国神社の依頼に基づいて資料を出したわけであり、一般的な調査、資料提供業務の一環として行ったものであります。だれを合祀するかはあくまで靖国神社の判断によるものであります。

靖国神社に対する公式参拝につきましては、公式参拝は制度化されたものではないので、今後公式参拝を実施するかどうかは、その都度諸般の情勢を総合的に考慮して慎重に検討した上で、自主的に決定すべきものであると考えております。政府は、引き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最大限の努力をいたします。なお、昨年とことしの内閣官房長官談話を撤回する意図はありません。

次に、長寿社会対策大綱における国の責任のあり方でございますが、人生八十年時代にふさわしい経済社会システムを構築するために政府が講ずべき施策について、先般、長寿社会対策大綱を決めたものであります。政府としては、この大綱に示された方針に従つて懸命に努力してまいりたいのであります。

なお、社会保障の充実につきましては、やはりこの厳しい財政状況のもとに既存の制度、施策の改革を行うなど、あらゆる分野にわたる徹底した合理化をやつてきたところであります。社会保障関係費については、今後の高齢化社会の進展に対応して各種施策が長期的に安定的かつ有効に機能するよう、制度面、運営面においても見直しを行うとともに、必要な施策はきめ細かく配慮して

やつてきておるところです。例えば難病の問題あるいはがんの問題、その他の問題がそうであります。文教予算については、厳しい財政のもとで、臨調答申等を踏まえましてやはり効率化、重点化を図りつつ、教育水準の維持向上のために努力してきております。防衛費につきましては、防衛費は防衛費としての価値があるのであります。必要最小限の経費として我々は節度ある防衛力をやつておるわけであります。

老人医療の無料化の問題でございますが、老人医療の一部負担は、必要な受診を抑制するものではないと考えております。今回の老人保健制度の改正は、増加の避けられない老人医療費をお年寄りの含めて国民全体が公平に負担するシステムを確立して、長期的に安定的に、しかも公平に医療が続けられるように、そういう配慮で行つたもので、無料化を復活する考えはありません。

次に、今回の制度改革の意味でございますが、長寿社会にふさわしい制度を揺るぎないものにするためにやつてきたものでございまして、この点については、国民の御理解を得るよう今後とも努力をいたします。

国保の保険料の滞納者に対する措置でございますが、国保は相互扶助の精神で成立しているものであります。この趣旨にかんがみまして、医療保険各制度を通ずる老人医療費の負担の公平化を図る観点に立つて、正当な理由がなく保険料を滞納する悪質な滞納者に対しては、必要最小限の給付の制限を行うものであります。もとより、国保法の趣旨や憲法第二十五条の精神に反するものではありません。

講習会における私の発言については、先ほど申し上げたとおりであります。

〔国務大臣(斎藤十朗君) 浦井議員にお答へをいたします。〕

〔国務大臣(斎藤十朗君) 浦井議員にお答へをいたします。〕

九〇

医療費が増加しているのはどういふことかと云うことでありますが、老人人口の増加、寝たきり老人の増大、医療技術の進歩等さまざまな要因によるものと考えられます。老人医療費の一部負担は、健康に対する自覚と適正な受診をお願いする観点から設けられたものであり、必要な受診を抑制するものではないと考えております。また、今回の一部負担の改正は、増加の避けられない老人医療費をお年寄りも若い人も公平に負担するシステムを確立し、老人保健制度を長期的に安定したものとするためでございます。

次に、医療保険制度の改革と加入者按分率についてのお尋ねであります。本格的な長寿社会を控へ、我が国の社会保障制度の基盤を揺るぎないものに、給付と負担の両面における社会的な公平を図ることが重要な課題となっております。このため、これまで老人保健制度の創設、健康保険制度の改革等一連の改革を実施してきたところでございまして、今回の老人保健制度の改正も、このような考え方に基づいて、増加の避けられない老人医療費を国民全体が公平に負担するシステムを確立し、制度を長期的に安定したものにしようとして、国民の皆様御理解をいただけたものと考えております。

次に、老人保健施設につきましては、ゆとりを持った施設の構造や必要なスタッフを確保し、寝たきり老人等にふさわしい医療サービスと生活サービスの両面を提供する施設とする考えでございます。また、老人保健施設の対象者は、病院での入院治療の必要はない方であることから、在宅の寝たきり老人等とのバランスを考慮し、食費等について利用者負担とすることを考えております。

次に、国保の保険料滞納者に対する措置についてのお尋ねでございますが、今回の措置は、国保被保険者の資格そのものを奪うものではなく、保険料滞納の状況に応じ、特に悪質な滞納者に対し、

医療費が増加しているのはどういふことかと云うことでありますが、老人人口の増加、寝たきり老人の増大、医療技術の進歩等さまざまな要因によるものと考えられます。老人医療費の一部負担は、健康に対する自覚と適正な受診をお願いする観点から設けられたものであり、必要な受診を抑制するものではないと考えております。また、今回の一部負担の改正は、増加の避けられない老人医療費をお年寄りも若い人も公平に負担するシステムを確立し、老人保健制度を長期的に安定したものとため

最小限必要な措置として給付を一時差しとめるにすぎないものであります。国保制度は、被保険者の相互扶助の精神に基づき社会保険制度であること、また、すべての国民が老人医療費を公平に負担するといふ老人保健法の基本理念から見て、この程度の措置は必要最小限のものであり、国保法の趣旨や憲法第二十五条の精神に反するとは考えておりません。

以上でございます。(拍手)

○副議長(多賀谷真裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(多賀谷真裕君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
法務大臣	遠藤 要君
外務大臣	倉成 正君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
厚生大臣	斎藤 十朗君
運輸大臣	橋本龍太郎君
郵政大臣	唐沢俊二郎君
労働大臣	平井 卓志君
自治大臣	葉梨 信行君
国務大臣	稲村 利幸君
国務大臣	後藤田正晴君
国務大臣	三ツ林弥太郎君

出席政府委員

厚生省保健医療
局老人保健部長 黒木 武弘君

○朗読を省略した議長の報告

(委員推薦通知)

一、去る九月三十日、議長は、国土審議会特別委

員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(中国地方開発特別委員会) 櫻内 義雄君

(報告書受領)

一、去る九月二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十二条第一項の規定に基づき昭和六十一年七月二十二日から同年九月十日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

一、去る九日付をもって中曾根内閣総理大臣から原議長あて、去る七月六日執行の衆議院議員総選挙において当選した衆議院大阪府第一区選出議員湯川宏君の死亡に伴う繰上補充により、十月八日大矢卓史君が当選人と決定、同日当選告示し、当選証書を附与した旨の報告書を受領した。

一、去る十四日、内閣を経由して郵政大臣唐沢俊二郎君から、郵便法第九十三条第四項の規定に基づき昭和六十年度郵便事業の損益計算等に関する報告書を受領した。

(要求書受領)

一、今十七日、内閣から、宇宙開発委員会委員に曾山克巳君を任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十七日、内閣から、公正取引委員会委員に伊賀寛君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十七日、内閣から、公害健康被害補償不服審査委員会委員に太田壽郎君、神孝徳君及び首尾木一君を任命したいので、公害健康被害補償法第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十七日、内閣から、公安審査委員会委員に中谷通子君を任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を

得たい旨の要求書を受領した。

一、今十七日、内閣から、運輸審議会委員に降矢敬雄君及び柳井乃武夫君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十七日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に大塚正士君、竹見淳一君及び前田四郎君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十七日、内閣から、労働保険審査委員会委員に北村孝生君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二日、原議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百七回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局長事務代理 秋山 收

一、去る三日、原議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百七回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省証券局長事務代理 宮本 英利

一、去る九日、原議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百七回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省証券局長 北村 恭二

(政府委員任命)

一、去る二日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、二日議長において承認した秋山收を、同日第百七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る三日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、三日議長において承認した宮本英利を、同日第百七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る九日、中曾根内閣総理大臣から原議長あ

て、九日議長において承認した北村恭二を、同日第百七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る一日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、第百七回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名	官職名	異動後の氏名	官職名	異動年月日
内閣法制局長事務代理	津野 修	(解職)	昭六二・〇一	

一、去る九日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、第百七回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名	官職名	異動後の氏名	官職名	異動年月日
大蔵省証券局長事務代理	宮本 英利	(解職)	昭六二・〇一	

(政府委員解任)

一、去る三日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、同日(大蔵省証券局長)北村恭二の第百七回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(当選証書対照)

一、大阪府第一区において繰上補充により当選した議員大矢卓史君に対し、去る十四日当選証書の対照を終わった。

(議員死去)

一、大阪府第一区選出議員湯川宏君は、去る九月二十六日死去された。

(議席変更)

一、去る九日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一、去る九日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

中島 武敏君
村上 弘君

(特別委員長互選)
一、去る九月二十五日、日本国有鉄道改革に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。
委員長 細田 吉藏君

(理事互選)
一、去る九月二十五日、日本国有鉄道改革に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

小此木三郎君 小里 貞利君
佐藤 守良君 三塚 博君
山下 徳夫君 井上 晋方君
嶋崎 謙君 西中 清君
河村 勝君

(特別委員長補欠選任)

一、去る九月二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

補欠

山下八洲夫君 安田 修三君
安田 修三君 山下八洲夫君
一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

補欠

小沢 辰男君 江口 一雄君
亀井 善之君 石渡 照久君
熊谷 弘君 鈴木 宗男君
長谷川 峻君 中川 昭一君
原田 憲君 前田 武志君
森山 欽司君 松田 九郎君
関山 信之君 阿部 未喜男君
阿部 昭吾君 嶋崎 弥之助君
石渡 照久君 亀井 善之君
江口 一雄君 小沢 辰男君
中川 昭一君 長谷川 峻君

前田 武志君 原田 憲君
阿部 未喜男君 関山 信之君
嶋崎 弥之助君 阿部 昭吾君
一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

補欠

小沢 辰男君 高橋 一郎君
亀井 善之君 江口 一雄君
桜井 新君 虎島 和夫君
関谷 勝嗣君 中山 成彬君
津島 雄二君 逢沢 一郎君
中島 衛君 石渡 照久君
長谷川 峻君 渡海 三朗君
原田 憲君 北村 直人君
山村新治郎君 佐藤 静雄君
若林 正俊君 佐藤 敬夫君
山下八洲夫君 新盛 辰雄君
逢沢 一郎君 鴻池 祥肇君
石渡 照久君 武部 勤君
江口 一雄君 谷津 義男君
大島 理森君 村上誠一郎君
北村 直人君 石渡 茂君
佐藤 静雄君 菅川 堯君
佐藤 敬夫君 古賀 正浩君
高橋 一郎君 園田 博之君
渡海 三朗君 穂積 良行君
虎島 和夫君 穂積 良行君
中山 成彬君 武村 正義君
古賀 正浩君 村井 仁君
園田 博之君 宮里 松正君
武村 正義君 新井 将敬君
穂積 良行君 井出 正一君
新井 将敬君 関谷 勝嗣君
井出 正一君 桜井 新君
石渡 照久君 原田 憲君
鴻池 祥肇君 津島 雄二君
佐藤 敬夫君 若林 正俊君
菅川 堯君 山村新治郎君

武部 勤君 中島 衛君
宮里 松正君 長谷川 峻君
村井 仁君 小沢 辰男君
村上誠一郎君 大島 理森君
谷津 義男君 亀井 善之君
新盛 辰雄君 山下八洲夫君
一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

補欠

小谷 輝二君 有島 重武君
有島 重武君 小谷 輝二君
大島 理森君 村上誠一郎君
亀井 善之君 虎島 和夫君
亀井 善之君 菅川 堯君
古賀 正浩君 石渡 茂君
桜井 新君 杉浦 正健君
関谷 勝嗣君 大石 正光君
中島 衛君 栗屋 敏信君
山村新治郎君 岡島 正之君
山下八洲夫君 阿部 未喜男君
栗屋 敏信君 前田 武志君
石渡 茂君 持永 和見君
大石 正光君 大野 功統君
岡島 正之君 杉山 憲夫君
斉藤 斗志二君 松田 岩夫君
杉浦 正健君 片岡 武司君
虎島 和夫君 渡海 三朗君
渡海 三朗君 佐藤 静雄君
前田 武志君 三原 朝彦君
前田 武志君 北村 直人君
松田 岩夫君 逢沢 一郎君
持永 和見君 古賀 正浩君
逢沢 一郎君 関谷 勝嗣君
大野 功統君 桜井 新君
片岡 武司君

北村 直人君 小沢 辰男君
佐藤 静雄君 亀井 善之君
菅川 堯君 山村新治郎君
杉山 憲夫君 中島 衛君
三原 朝彦君 大島 理森君
村上誠一郎君 山下八洲夫君
阿部 未喜男君
一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

補欠

小沢 辰男君 田中 直紀君
亀井 善之君 平沼 勉君
長谷川 峻君 古賀 正浩君
増岡 博之君 武村 正義君
山村新治郎君 嶋山由紀夫君
古賀 正浩君 長谷川 峻君
田中 直紀君 小沢 辰男君
武村 正義君 増岡 博之君
嶋山由紀夫君 山村新治郎君
平沼 勉君 亀井 善之君

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

補欠

小沢 辰男君 田中 直紀君
桜井 新君 石渡 照久君
浅井 美幸君 草川 昭三君
石渡 照久君 桜井 新君
田中 直紀君 小沢 辰男君
草川 昭三君 浅井 美幸君

一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

補欠

小沢 辰男君 北村 直人君
亀井 善之君 尾形 智矩君
長谷川 峻君 谷津 義男君

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号

朗読を省略した議長の報告

九四

原田 憲君 佐藤 静雄君
増岡 博之君 古賀 正浩君
村上 弘君 児玉 健次君
小林 恒人君 新盛 辰雄君
尾形 智矩君 亀井 静香君
北村 直人君 小沢 辰男君
古賀 正浩君 増岡 博之君
佐藤 静雄君 原田 憲君
谷津 義男君 長谷川 峻君
新盛 辰雄君 小林 恒人君
児玉 健次君 村上 弘君

(政治倫理審査委員会委員辞任及び補欠選任)
一、去る九月二十五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理審査委員会委員

辞任 竹下 登君 補欠 渡部 恒三君

(公聴会開会承認)
一、日本国有鉄道改革に関する特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案
日本国有鉄道改革法案(内閣提出)
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案(内閣提出)
新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出)
日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出)
日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に關する特別措置法案(内閣提出)
鉄道事業法案(内閣提出)
日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出)
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日本鉄道株式会社法案(伊藤茂君外八名提出)

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に關する法律案(伊藤茂君外八名提出)
日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案(伊藤茂君外八名提出)
一、意見を聞こうとする問題
日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に關する特別措置法案、鉄道事業法案、日本国有鉄道改革法等施行法案、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案、日本鉄道株式会社法案、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に關する法律案及び日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八條により承認を求めた。
昭和六十一年十月十六日
日本国有鉄道改革に關する特別委員長 細田 吉藏
衆議院議長 原 健三郎殿

(議案提出)
一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
千九百八十六年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件
一、今十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
北方領土問題の解決促進に關する決議案(加藤万吉君外八名提出)
(委員会審査省略要求書受領)
一、今十七日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
北方領土問題の解決促進に關する決議案
加藤万吉君外八名

(議案付託)
一、去る九月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
日本鉄道株式会社法案(伊藤茂君外八名提出、衆法第一号)
日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に關する法律案(伊藤茂君外八名提出、衆法第二号)
日本国有鉄道の清算事業団法案(内閣提出第三号)
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案(内閣提出第二号)
新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出第三号)
日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出第四号)
日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に關する特別措置法案(内閣提出第五号)
鉄道事業法案(内閣提出第六号)
日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出第七号)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
以上十一件 日本国有鉄道改革に關する特別委員会 付託
一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
千九百八十六年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件(衆法第一号)
外務委員会 付託

(議案送付)
一、去る九月二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
日本鉄道株式会社法案(伊藤茂君外八名提出)
日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に關する法律案(伊藤茂君外八名提出)
日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案(伊藤茂君外八名提出)

措置法案(伊藤茂君外八名提出)
(調査要求承認)
一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る三日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
予算の実施状況に關する事項
二、調査の目的
予算の実施の適正を期するため
三、調査の方法
關係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求めた。
昭和六十一年十月三日
予算委員長 砂田 重民
衆議院議長 原 健三郎殿

一、社会労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
厚生關係の基本施策に關する事項
二、労働關係の基本施策に關する事項
三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に關する事項
四、労働關係、労働基準及び雇用・失業対策に關する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、關係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に關する調査を致したいから衆

議院規則第九十四條により承認を求めた。
昭和六十一年十月三日
予算委員長 砂田 重民
衆議院議長 原 健三郎殿

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十一年十月七日

社会労働委員長 堀内 光雄

衆議院議長 原 健三郎殿

一、内閣委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十一年十月九日

内閣委員長 石川 要三

衆議院議長 原 健三郎殿

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(質問書提出)

一、去る九月二十六日、内閣から、衆議院議員岡崎万寿秀君提出排気ガスと肺癌予防に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年十月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁通知書受領)

一、去る九月二十六日、内閣から、衆議院議員新井 隆雄君提出常磐新線に関する質問に對して、

質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年十月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出排気ガスと肺癌予防に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年十月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る九月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員近江已記夫君提出SDI研究計画参加に関する質問に對する答弁書

衆議院議員岡崎万寿秀君提出排気ガスと肺癌予防に関する質問に對する答弁書

衆議院議員近江已記夫君提出SDI研究計画参加に関する質問主意書

SDI研究計画への参加は極めて疑問が多く、非核三原則国会決議、宇宙の開発及び利用の基本に関する国会決議、武器輸出三原則等に鑑みて平和国家の基本的枠組みを損なう恐れがあることは、重要かつ緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 政府は、SDIは我が国の平和国家としての立場に合致するものであるとして、何故我が国の平和国家の立場に合致するのか、その理由を明示されたい。

二 SDI研究参加は、あくまでも各部門における技術研究開発への参加であつて、将来、開発・配備の段階において我が国は参加しないという方針は決まつているのか。

また、開発・配備に我が国が参加、協力することは、禁止している集団的自衛権の行使に抵触すると思ふが、政府の見解を明示されたい。

三 SDIは非核であり、防衛的システムであるとして、エネルギー源として核使用を必然視する識者も多い。

非核・防衛兵器であるという根拠を明示されたい。

四 SDI計画は、我が国の宇宙平和利用を求めた国会決議の精神に抵触すると考えられるが、政府は、抵触しないという理由を明確にされた

い。

五 SDI研究参加の主体は米國である。

従つて、その研究開発に当たつては、政府予算措置をもつて対応するものでないということ

を明示されたい。

右質問する。

提出者 近江已記夫

衆議院議長 原 健三郎殿

SDI研究計画参加に関する質問主意書

SDI研究計画への参加は極めて疑問が多く、非核三原則国会決議、宇宙の開発及び利用の基本に関する国会決議、武器輸出三原則等に鑑みて平和国家の基本的枠組みを損なう恐れがあることは、重要かつ緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 政府は、SDIは我が国の平和国家としての立場に合致するものであるとして、何故我が国の平和国家の立場に合致するのか、その理由を明示されたい。

二 SDI研究参加は、あくまでも各部門における技術研究開発への参加であつて、将来、開発・配備の段階において我が国は参加しないという方針は決まつているのか。

また、開発・配備に我が国が参加、協力することは、禁止している集団的自衛権の行使に抵触すると思ふが、政府の見解を明示されたい。

三 SDIは非核であり、防衛的システムであるとして、エネルギー源として核使用を必然視する識者も多い。

非核・防衛兵器であるという根拠を明示されたい。

四 SDI計画は、我が国の宇宙平和利用を求めた国会決議の精神に抵触すると考えられるが、政府は、抵触しないという理由を明確にされた

い。

五 SDI研究参加の主体は米國である。

従つて、その研究開発に当たつては、政府予算措置をもつて対応するものでないということ

を明示されたい。

右質問する。

提出者 近江已記夫

衆議院議長 原 健三郎殿

SDI研究計画参加に関する質問主意書

SDI研究計画への参加は極めて疑問が多く、非核三原則国会決議、宇宙の開発及び利用の基本に関する国会決議、武器輸出三原則等に鑑みて平和国家の基本的枠組みを損なう恐れがあることは、重要かつ緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 政府は、SDIは我が国の平和国家としての立場に合致するものであるとして、何故我が国の平和国家の立場に合致するのか、その理由を明示されたい。

二 SDI研究参加は、あくまでも各部門における技術研究開発への参加であつて、将来、開発・配備の段階において我が国は参加しないという方針は決まつているのか。

と考へている。

二について

SDIは、米國が将来、戦略防衛システムの開発、配備の可否を決定するに当たつて必要な技術的知識を提供するための研究計画であるところ、今般の政府方針の決定は、このような研究計画への参加に関するものであつて、その後

の段階についての方針を定めたものではない。

四について

国会決議の有権的解釈は、もとより国会においてなされるべきものと理解しているが、政府としては、我が國における宇宙の開発及び利用の基本に関する国会決議については、同決議は、我が國における開発及び利用を対象としたものであつて、他國の開発及び利用に対する我が國の関与は、我が國自らが行う開発及び利用と同列に論じられるべきではないと考へている。

SDI研究計画の場合、あくまでも米國が策定し、推進している計画であつて、我が國の参加の態様は、このような計画の個々の具体的プロジェクトの特定の局面への参加にとどまるものであり、本件決議がこのような参加までも対象としているとは考へられない。

しかも、SDI研究計画は、非核の防衛的手段によつて弾道弾を無力化し、究極的に核廃絶を目指すものであり、平和国家としての我が國の立場に合致するものであるのみならず、かかる研究計画への我が國の参加は、日米安保体制、日米信頼関係の維持・強化にも貢献するものであることを考へれば、本件決議がこのような参加までも禁じているとは到底考へられ

ない。

五について

SDI研究計画との関連で、我が國政府が研究費を負担することは考へていない。

右答弁する。

内閣衆議一〇七第三号

昭和六十一年九月三十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員近江已記夫君提出SDI研究計画参加に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員近江已記夫君提出SDI研究計画参加に関する質問に對する答弁書

一及び三について

米側からは、種々の機会に戦略防衛構想(以下「SDI」という。)の基本的考へ方は、軍備管理・軍縮交渉努力と並行しつつ、非核による高度な防衛システムについて研究を進め、究極的には核兵器を廃絶しようというものであるとの説明を一貫して受けており、米國がこのような基本的理念の下で研究を行つていくことは、核兵器の究極的廃絶の実現を強く希求する平和國家としての我が國の立場に合致するものである

と考へている。

二について

SDIは、米國が将来、戦略防衛システムの開発、配備の可否を決定するに当たつて必要な技術的知識を提供するための研究計画であるところ、今般の政府方針の決定は、このような研究計画への参加に関するものであつて、その後

の段階についての方針を定めたものではない。

四について

国会決議の有権的解釈は、もとより国会においてなされるべきものと理解しているが、政府としては、我が國における宇宙の開発及び利用の基本に関する国会決議については、同決議は、我が國における開発及び利用を対象としたものであつて、他國の開発及び利用に対する我が國の関与は、我が國自らが行う開発及び利用と同列に論じられるべきではないと考へている。

SDI研究計画の場合、あくまでも米國が策定し、推進している計画であつて、我が國の参加の態様は、このような計画の個々の具体的プロジェクトの特定の局面への参加にとどまるものであり、本件決議がこのような参加までも対象としているとは考へられない。

しかも、SDI研究計画は、非核の防衛的手段によつて弾道弾を無力化し、究極的に核廃絶を目指すものであり、平和國家としての我が國の立場に合致するものであるのみならず、かかる研究計画への我が國の参加は、日米安保体制、日米信頼関係の維持・強化にも貢献するものであることを考へれば、本件決議がこのような参加までも禁じているとは到底考へられ

ない。

五について

SDI研究計画との関連で、我が國政府が研究費を負担することは考へていない。

右答弁する。

内閣衆議一〇七第三号

昭和六十一年九月三十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員近江已記夫君提出SDI研究計画参加に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員近江已記夫君提出SDI研究計画参加に関する質問に對する答弁書

一及び三について

米側からは、種々の機会に戦略防衛構想(以下「SDI」という。)の基本的考へ方は、軍備管理・軍縮交渉努力と並行しつつ、非核による高度な防衛システムについて研究を進め、究極的には核兵器を廃絶しようというものであるとの説明を一貫して受けており、米國がこのような基本的理念の下で研究を行つていくことは、核兵器の究極的廃絶の実現を強く希求する平和國家としての我が國の立場に合致するものである

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号 明説を省略した議長の報告

排気ガスと肺癌予防に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年九月十七日

提出者 岡崎万寿秀

衆議院議長 原 健三郎殿

排気ガスと肺癌予防に関する質問主意書

今日、大気汚染の下で肺癌の多発が憂慮されている。東京都が本年五月に公表した「複合大気汚染に係る健康影響調査総合解析報告書」でも「排気ガスと女性の肺癌死亡率との間に高い相関関係を認めた」との報告を行っている。

肺癌予防の見地から効果的な排気ガス対策とその根本的検討が緊急に必要となつていゝので、次の事項について質問する。

一 東京都が五月に公表した「複合大気汚染に係る健康影響調査総合解析報告書」によれば、都市部における女性の肺癌死亡率は極めて高い。都市住民の健康にとつて、この問題は放置できない重大問題と考えるがどうか。

二 環境庁が結核研究所に依頼して行わせた動物実験では、ラットに二年間、排気ガスを吸わせると、四匹に一匹の割合で肺癌が発生している(昭和六十年、大気汚染学会における結核研究所による発表)。これは極めて重要な結果である。

1 ラットとはいえ、政府はこの結果を深刻に受けとめるべきと思うがどうか。

2 東京都は既に公害に関しても疫学調査を行つてゐる。政府も大気汚染と肺癌との関係について全国的な疫学調査を行うべきではないか。

三 東京都は「肺癌と排気ガスとは関係なし」との

見解の下で、二月に高速度道路王子線の建設を認可した。しかし、五月には排気ガスと肺癌との相関関係を認めた都の「複合大気汚染に係る健康影響調査総合解析報告書」が公表されている。

1 東京都は認可の後に公表された報告書を考慮して認可の見直しを図るべきだと考えるが、政府はどう考えるか。

2 政府は肺癌と排気ガスの因果関係をどうみているか。

四 高速度道路王子線は東京都環境影響評価条例に基づいた環境アセスメントの下に建設されることになるが、この条例には都知事の基本的責務として「都民の健康を守る」ことがうたわてゐる。しかるに都は、陸上植物に対する影響調査は行つたが、人体に対する調査は行わなかつたことを明らかにしている。

五 環境調査を行う場合、当然に人体に対する影響を調査項目に含めるべきと思うがどうか。

六 デーゼル車の排出する黒煙に強い発癌性があることが最近指摘されはじめてゐる。環境庁が結核研究所に依頼して行わせた動物実験でも、デーゼル車の排出する黒煙に強い発癌性があるとの報告がなされてゐると伝えられる。どういふ報告なのか、詳しい内容を示されたらどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇七第四号

昭和六十一年九月三十日

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員岡崎万寿秀君提出排気ガスと肺癌予防に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡崎万寿秀君提出排気ガスと肺癌予防に関する質問に対する答弁書

一について

大気汚染と肺がんの因果関係は、いまだ説明されておらず、その有無は明らかでないと思つてゐる。

二について

(1) ジーゼル自動車の排出ガスによる生体への影響については、現在環境庁において調査研究を継続してゐるところである。

(2) 大気汚染と肺がんの因果関係を明らかにするための疫学調査については、いまだ確立された方法がなく、当面これを実施することは考えてゐない。

三について

(1) 都市高速度道路王子線は、東京都が環境影響評価を行い、環境保全のための措置を適切に講ずることにより、周辺の環境保全が図られると判断し、昭和六十一年二月二十五日の東京都都市計画地方審議会への付議及び議決、同年二月二十八日の建設大臣の認可を経て、同年三月十七日に都市計画を決定し、その旨を告示したものであり、見直しを行う必要はないと思つてゐる。

(2) 自動車の排出ガスによる大気汚染と肺がん

の因果関係は、いまだ説明されておらず、その有無は明らかでないと思つてゐる。

四について

環境影響評価においては、人の健康を保護する見地から、事業の態様に応じて、大気汚染、水質汚濁等所要の環境汚染に係る項目についての調査を行うべきものと考えてゐる。

五について

自動車の使用者に対しては、道路運送車両法により、自動車点検基準に従つてジーゼルエンジンの排気の状態、燃料噴射量等について点検を行うことを義務付けており、さらに、自動車運送事業者等に対しては、監査、整備管理者研修等を通じ、その確実な実施について指導してゐる。また、道路運送車両法による継続検査等の際においても排出ガスについて検査を行つてゐるところである。

六について

ジーゼル自動車の排出ガスによる生体への影響については、現在環境庁において調査研究を継続してゐるところである。

右答弁する。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員小川新一郎君提出台風十号及びその後の低気圧による災害対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員草川昭三君提出新たな水利用税創設に関する質問に対する答弁書
衆議院議員草川昭三君提出在郷軍人病に関する質問に対する答弁書

台風十号及びその後の低気圧による災害対策
に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年九月十一日

提出者 小川新一郎

衆議院議長 原 健三郎殿

台風十号及びその後の低気圧による災害対策
策に関する質問主意書

八月の台風十号崩れの温帯低気圧は、関東・東北など東日本を中心に二〇〇ミリから四〇〇ミリの記録的集中豪雨をもたらし、各地に甚大な被害を与えている。

利根川支流の小貝川の堤防決壊、福島県の阿武隈川の決壊等により、二十一名の死者・行方不明者を出し、広域にわたる家屋の床上・床下浸水、道路の損壊等の被害が流出している。

特に、最近、都市の市街地を流れるいわゆる都市河川の溢水等による被害も甚大であり、埼玉県下だけでも綾瀬川の流域を中心に、床上浸水は四、二八一棟、床下浸水は二、三八六棟にものぼっており、住民生活は著しく脅かされている。

そして、被災地の住民や地方自治体は、国の救済措置が速やかに講ぜられることを待ち望んでおり、水害対策は、緊急を要すると考える。

かかる事態を踏まえて、次の事項について質問する。

一 第六次治水事業五カ年計画（昭和五十七年度から昭和六十一年度）の進捗が計画を大幅に下回っている状況にかんがみ、昭和六十二年度から始まる第七次治水事業五カ年計画の進捗を図るため、政府としてはどのようにして

必要な財源を確保する考えなのか。

二 台風十号及びその後の低気圧による被災状況が広域のかつ大規模であることからみて、激甚災害法に基づく激甚災害の指定措置を早急に講ずるべきであると思うが、どうか。

三 災害復旧事業については、再度被災を防ぐため復旧事業の大幅採択と繰り上げ実施を行うとともに、原形復旧にとどめず、現地の実情に即応した改良復旧事業を促進すべきであると思うが、どうか。

特に綾瀬川流域においては、
① 綾瀬川放水路事業の激甚災害特別緊急事業（激特事業）としての採択をすべきであると思うがどうか。
② 綾瀬排水機場の能力（現在、毎秒五十トン）の大幅な増強を図るべきかと思うがどうか。
③ 逆止め水門としての綾瀬水門の建設等を緊急に実施すべきであると思うがどうか。

四 災害応急対策や災害復旧事業等に多額の財政負担を必要とするため、被災市町村に対する特別交付税の増額等の財政援助措置について特別の配慮を講ずるべきであると思うが、どうか。

五 公共施設等の災害復旧事業を促進するため、単独事業にかかわる起債枠の確保について特別の配慮を講ずるべきであると思うが、どうか。

六 被災家屋の建て直し、修政策に対しては、住宅金融公庫の特別融資の早期実施を図るとともに、限度額の引き上げや金利の引き下げなど、公的融資の改善を推進すべきであると思うが、どうか。

七 甚大な被害を受けた中小企業者の生活再建と

経営の安定を図るため、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の特別融資を早期実施するとともに、既往の借入金について償還期限の延長、税の減免などの特別の配慮を講ずるべきであると思うが、どうか。

八 個人災害については、災害弔慰金法に基づく弔慰金及び災害援護資金の融資限度額の引き上げ、個人災害共済制度の普及、水害保険制度の創設などを推進すべきであると思うが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一〇七第一号

昭和六十一年十月三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員小川新一郎君提出台風十号及びその後の低気圧による災害対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小川新一郎君提出台風十号及びその後の低気圧による災害対策に関する質問に対する答弁書

一 について

治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進するため、第七次治水事業五箇年計画及び第七次治水事業五箇年計画の策定並びに所要の財源の確保に努めてまいりたい。

二 について

昭和六十一年八月四日から六日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（昭和六十一

年政令第三百十九号）を昭和六十一年九月三十日に公布し、施行したところである。

三 について

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）による災害復旧事業については、実地査定等を実施し、採択基準に照らして適正に決定するとともに、緊急度の高い被災箇所については、速やかに事業に着手し、完了するよう配慮してまいりたい。

また、公共土木施設の被害が激甚な場合等については、再度災害を防止し、施設の安全度の向上を図るため、原形復旧にとどまらず、災害復旧事業と併せた改良工事の実施を推進してまいりたい。

① 特に綾瀬川流域においては、今回の豪雨により激甚な災害が発生したため、激甚災害対策特別緊急事業により綾瀬川本川の築堤等と併せて綾瀬川放水路の建設についてもその促進を図る予定である。

② 及び③ 綾瀬排水機場及び綾瀬水門は、綾瀬川本川に係る一連の河川改修とあいまってその効用が発揮できるものである。現在の改修状況から判断すると、中流部の区間の改修を先行することが必要であると考えており、その促進に努めているところである。

四 について

被災団体が行う災害応急対策、災害復旧事業等に要する経費については、実情を十分調査の上、被害状況及び財政状況等を勘案し、特別交付税等の配分を通じ適切に対処したい。

五 について

単独事業としての災害復旧事業の実施につい

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号

朗読を省略した議長の報告

九八

では、従来からその必要な地方債の確保を図つてゐるところであり、今次災害についても実情に応じ、適切に対処してまいりたい。

六について
被災家屋に代わるべき家屋の建設、被災家屋の補修等を行うとする者に対して、住宅金融公庫は災害復興住宅資金貸付けの受付を昭和六十一年八月八日から開始している。

この災害復興住宅資金貸付けは、住宅金融公庫の一般住宅建設資金貸付け等と比べ、貸付限度額、利率、据置期間等の面で有利となつており、被災家屋の復興に配慮しているところである。

七について

(一) 今回の被害に対しては、当面の措置として昭和六十一年八月七日付で、政府系中小企業金融三機関に災害貸付制度の適用を指示した。これに伴い、災害で影響を受けている中小企業者が、一般の枠を超えて融資を受けられるほか、個々の企業の実情に応じて、既往借入金の償還期限の延長が可能となつてゐる。

(二) 激甚災害の政令指定等により、特に被害の著しかった宮城県志田郡鹿島台町、福島県伊達郡梁川町及び栃木県芳賀郡茂木町の被災中小企業者は、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)による災害関係保証の特例(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十一年法律第五十号)第十二条)、中小企業者に対する資金融通の特例(同法第十五条及び昭和六十一年九月二十六日付閣議決定)等の特例措置

置の適用を受けることが可能となつてゐる。
(三) 税務上、被災納税者に対する救済措置として、地域を指定して申告等の期限の延長を行つたほか、納税者の申告等に基づく租税の軽減免除等の措置についても、適切に講じてゐる。

八について

(一) 災害弔慰金は、いわゆる社会連帯による見舞金であつて、災害補償という性格のものでなく、また、これまで社会経済情勢を勘案して、額の引上げを圖つてきたところであり、現在のところ、その額は要当な水準にあると考へてゐる。

災害援護資金の貸付けは、被災世帯の生活の立て直しに資するためのものであり、現行の貸付限度額は低利の福祉的な貸付けとしては要当な水準にあると考へてゐる。

(二) 災害に関する共済制度としては、農業関係等の制度があるが、一般的に個人災害共済制度については、かつて調査検討を行つたが、種々問題があり、制度化は困難であると考へてゐる。

(三) いわゆる水害保険制度については、引き続き、研究することとしてゐる。

新たな水利用税創設に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年九月十一日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

新たな水利用税創設に関する質問主意書

建設・農林水産両省は、河川整備、水源かん養林整備などの財源として、昨年見送つた「流水占用料」と「水源税」を一本化した新たな水利用税の創設を検討していると報じられてゐる。

現在検討されている構想の詳細は必ずしも明らかではないが、新聞報道等で知るところによると、この構想には種々の問題点があると考えられる。

まず第一に、治山治水事業は、その受益が広く国民一般に及ぶため、一般財源で賄うべきであり、目的税にはなじまないと考えられる。目的税という手段に安易に頼らず、一般財源又は各地で次第に普及している「水源基金」等の活用を図るべきではない。

第二に、課税対象から農業用水が除外されているが、農業用水は我が国全体の水使用量の相当部分を占めるものと考えられ、負担の公平からいつて、一般国民の理解を得ることのできない不適切なものである。

第三に、政府は、地盤沈下対策を推進しているところであるが、河川水に課税する新税の創設は、これに逆行し、工業用水道政策と矛盾するものである。また、水道事業について講じられてゐる料金の高騰抑制政策とも矛盾するものである。

第四に、利水者は、既に取水量等に応じて、ダム負担金等の応分の負担を行つてゐる。新税を創設すると、利水者に二重の負担を求めることとなり、この観点からも問題である。

水利用税については、現在、まだ政府部内での検討にとどまつてゐるようであるが、この際次の諸点について、具体的に質問する。

一 「水源基金」等の実態を明らかにされたい。

二 我が国全体の水使用量に占める農業用水の割合を明らかにされたい。

三 工業用水道事業に対する国庫補助等の実態を明らかにされたい。

四 工業用水道事業者、水道事業者が負担しているダム負担金等の実態を明らかにされたい。

内閣衆質一〇七第二号

昭和六十一年十月三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員草川昭三君提出新たな水利用税創設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出新たな水利用税創設に関する質問に対する答弁書

一について

都道府県が中心となつて設立されている森林の整備を行う基金(いわゆる水源林基金)は、福岡県水源の森基金ほか七基金ある。これらの基金は、県内の一部流域又は県の区域において、造林、下刈、除間伐等に対する助成等を行つてゐるが、荒廃地等の復旧整備のためのえん堤の設置、山腹工事等は行つてゐない。

二について

我が国の水の使用実態をみると、生活用、工業用、農業用、水力発電用等多岐にわたる目的のために使用されており、水源及び使用の方法も異なることから、使用水量全体をまとめて把握することは困難である。

しかし、生活用水、工業用水及び農業用水に

つては、従来から取水量ベースで推計されており、その年間総使用水量は、昭和五十八年度は、生活用水百四十九億トン、工業用水百五十八億トン及び農業用水五百八十億トンであり、農業用水の割合は約六十五パーセントとなる。

なお、水力発電用水については、水のもつ位置エネルギーのみを利用するものであること、全量を河川に還元するなど他の用水と使用態様が異なり、他の用水の使用水量とそのまま比較することはできないが、昭和五十八年四月一日現在の一級河川の水利使用許可(常時)の水量を年間使用水量に換算してみると、一級河川では三千六百億トン程度となつてゐる。

三について

工業用水道事業補助金の昭和六十年年度交付額は、約百六十四億円で、また、昭和六十年年度予算額は、約百五十九億円で、

四について

工業用水道事業者が、昭和六十年年度においてダム等水源開発施設に負担する額は、約三百七十一億円で、

また、水道事業者及び水道用水供給事業者が昭和六十年年度においてダム等水源開発施設に負担する額は、約千三百六十五億円で、

右答弁する。

在郷軍人病に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年九月二十四日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

昭和六十一年十月十七日 衆議院会議録第六号

在郷軍人病に関する質問主意書

在郷軍人病は、主に夏季、アメリカで集団発生した例が報告されているが、最近日本でも病院・工場等の発生例があげられている。

在郷軍人病の集団発生は、ビルの冷却塔の冷却水のレジオネラ菌汚染との関連が指摘されている。

レジオネラ菌は、生活力・抵抗力が強く消毒薬による殺菌も容易でないといわれている。

特に、面積の狭いビルにおける冷却塔による放熱と外気取入口との接近を放置することは、建築構造上極めて問題であると考えられる。

早急な建築関係の法令整備を求める立場から、次の質問をする。

一 俗にいう在郷軍人病の発生メカニズムについてどのように把握しているか。

二 レジオネラ菌は、その生育温度が35℃と冷却水の温度と合致しているとき、その冷却水系に発生する藻類の代謝産物を利用して増殖するとされているが、冷却水の水質管理についてどのような指導を行っているか。

三 感染予防を図る観点から、ビルの冷却塔の構造や空調用外気取入口の位置について、建築基準法上所要の措置を講ずるべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一〇七第六号

昭和六十一年十月三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員草川昭三君提出在郷軍人病に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出在郷軍人病に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる在郷軍人病とは、土壌菌の一種であるレジオネラ菌による感染症であり、一般健康人では極めてまれにしか発症せず、免疫機能の低下した人に発症することがある疾病とされている。

昭和五十六年度及び五十七年度に厚生省が組織した研究班において調査を行ったところ、レジオネラ菌は広く土壌、河川、湖沼等に分布している。感染の素地は至る所にあるが、建築物内における発生メカニズムとしては、①土壌等のレジオネラ菌が冷却塔水に入つてそこで増殖し、②更に飛散して冷却塔に近接する外気取入口から侵入し空調設備を介して建築物内に拡散し、③これを吸入することにより免疫機能の低下した人が発症すると推論される、との報告を受けている。

二について

昭和五十六年度及び五十七年度に厚生省が組織した研究班による調査結果を踏まえ、昭和五十八年三月に都道府県あて通知した「建築物環境衛生維持管理要領」において「冷却塔については、必要に応じ、冷却水の交換、清掃、消毒を行うこと」とするとともに、建築物環境衛生管理技術者講習会等の場で、冷却塔の維持管理を適切に行うよう指導しているところである。

三について

在郷軍人病の発生メカニズムと冷却塔設備の構造、空調設備用の外気取入口の位置等の

関係が十分解明されていない現段階においては、建築基準法令において当該構造等については基準を定めることは考えていない。

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員新村勝雄君提出常磐新線に関する質問に対する答弁書

衆議院議員草川昭三君提出出当証券に関する質問に対する答弁書

常磐新線に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年九月十八日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 原 健三郎殿

常磐新線に関する質問主意書

昭和六十一年七月十一日、運輸政策審議会より運輸大臣に答申された、「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」において、「常磐新線の整備は喫緊の課題」とされているが、常磐新線について次の点をお伺いする。

一 常磐新線整備の提起について政府はどのような考えであるか。

二 この課題についての担当部局はどこか。

三 現在どのように検討されているか。

四 検討されているとすれば、それが終わり、事業計画が決定するのはいつの見込みであるか。

五 事業着手の見込みはいつか。

右質問する。

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

内閣衆質一〇七第五号

昭和六十一年十月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員新村勝雄君提出常磐新線に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員新村勝雄君提出常磐新線に関する質問に対する答弁書

一について

常磐新線については、整備される必要があると認識している。

二について

御質問の点については、運輸省地域交通局が担当している。

三について

常磐新線の整備については、事業主体が未定であること、巨額の資金調達を要すること等から、これらの課題について関係者間で検討が行われているところである。

四及び五について

事業計画及び事業着手時期については、常磐新線の事業主体において検討されることとなる。右答弁する。

抵当証券に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十月二日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

抵当証券に関する質問主意書

私は、豊田商事事件等悪徳商法をかねてから国会で取り上げてきたが、最近の低金利時代を反映してか、高利回りで節税型の金融商品として「抵当証券」が大変な人気を集めている。

しかし、この商品は流通していく上でなんらの規制も受けず悪質業者の入り込むスキがあり、その人気に付け込んだ「カラ売り」「二重売買」などの危険性があり、第二の豊田商事問題の恐れがあり消費者保護の立場から次の質問をする。

一 抵当証券の発行は、本年既に一兆円を超える市場規模になったといわれるが、取扱会社数及びその内訳として銀行系、証券会社系、生保系、貸し金業系、いずれにも属しない独立系等の分類をどのように把握しているか明らかにされたい。

二 主な抵当証券会社で構成している抵当証券懇話会は九月二十五日業界健全化のための自主基準を設定したとのことだが、これにより業界の健全化及び悪質業者の排除は可能と考えられるかどうか答えられたい。

三 抵当証券を小口に分割して売り出す場合、預り証（モーゲージ証書）を渡すが、悪質業者の場合「カラ売り」のチェックが消費者にはできず詐欺的な行為にあらう場合がある。当局はどのような対策をとるのか明らかにされたい。

四 現在までに抵当証券にかかわる苦情相談は、関係する各省庁の窓口にどのように寄せられているのかその概要を明らかにされたい。

五 現在一番売れている抵当証券は、三年ものが多い。

不良業者が動き始めたのは、ここ二、三年の

ことで発券会社が買戻し期日まで利息を支払えば問題は表面化しないことになる。

満期時を迎えた際、払い戻しに際せず契約更新をさせる事態になれば、一挙に被害者が発生、社会問題化する恐れがある。投資家保護のため早急な対応が急がれるがどう考えるか明らかにされたい。

六 かかる情況下、悪質業者排除のため抵当証券業法の制定が必要な時期となつたと考えるがどのように考えるか明らかにされたい。

なお、業界団体に加盟していない業者も多い実態をどのように把握しているか明らかにされたい。

七 金融緩和を背景とした今日、生保・銀行等の金融機関が安易な貸し付けを行つていくことが、問題の多い抵当証券業者をはびこらせる要因になつていくことは否定できない。かつてサラ金企業に大手都銀が融資し、社会問題に発展した経緯を踏まえ、金融機関の信頼を損なうことのないよう常時監視の体制を行うべきであると考えられるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇七第七号

昭和六十一年十月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員草川昭三君提出抵当証券に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出抵当証券に関する質問に対する答弁書

一について

銀行等の関連会社（銀行等が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて、銀行等と緊密な関係を有する会社をいう。）である抵当証券取扱会社（定款で抵当証券の売買等を定めた会社をいう。以下同じ。）は四十社、生命保険会社の関連会社（生命保険会社が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて、生命保険会社と緊密な関係を有する会社をいう。）である抵当証券取扱会社は六社、証券会社の関係会社（証券会社及びその役員等により発行済株式の過半数を所有され、又は証券会社の役員、使用人等により取締役の半数以上を占められている会社等をいう。）である抵当証券取扱会社は十一社となつていく。

これら以外にも、抵当証券取扱会社は相当数存在するものと承知しており、ちなみに、昭和四十九年七月から昭和六十一年六月までの間における登記所への抵当証券発行申請者数は百四十となつていく。

二について

抵当証券業懇話会は、先般、業務運営上の自主基準を決定したと聞いている。このような自主基準の設定とその的確な運用は、悪質業者の識別を容易にし、ひいては、業界の信頼性向上と抵当証券購入者の保護に役立つものと期待される。

三について

抵当証券の問題については、「カラ売り」等の防止を含め、一般の投資家の保護を図るための方策につき、現在、検討を行つていくところである。

なお、抵当証券販売を行う者の行為に、例えば詐欺罪、出資法違反等現行の刑罰法令に違反するものがあると認められる場合には、捜査当局において適切に対処することとなる。

金融機関の融資については、以上のような観点に基づいてこれまで指導を行ってきたところであるが、今後とも適切に指導を続けてまいりたい。

然るに、戦後四十年余を経た今日もなお、我が国固有の領土である齒舞、色丹及び国後、択捉等北方領土の問題が依然として未解決であり、平和条約が締結されていないため、日ソ両国間の基本関係が未だ真の正常化を見るに至っていないことは、誠に遺憾なことである。更に近年、北方領土においては、ソ連の軍備増強が続けられている。

経済企画庁(国民生活センター)、警察庁、大蔵省等が、抵当証券に關し消費者から受け付けた苦情及び問い合わせを含めた相談は、現在、件数として把握しているところでは四百三十件程度(警察庁二百四十一件、大蔵省百二十三件、国民生活センター四十八件等)であり、その内容は、抵当証券会社の信用性、安全性に關するものが大多数である。

北方領土問題の解決促進に關する決議案
右の議案を提出する。

かかる国民の総意と心情に應えるため、政府は、北方領土におけるソ連の軍事的措置の撤回を求めるとともに、北方領土の返還を実現して、平和条約を締結し、日ソ間の真に安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

五及び六について
抵当証券の問題については、投資家の保護を關る観点から、現在、検討を行つているところであり、今後、御指摘のような法制の整備を含め、更に検討を進めてまいりたい。

提出者
加藤 万吉 上草 義輝
小波 三郎 川田 正則
町村 信孝 宮里 松正
上原 康助 玉城 栄一
和田 一仁
賛成者
阿部 文男外二十三名

去る十四日及び昨十六日は、會議を開くに至らなかった。

なお、抵当証券は、抵当証券法(昭和六年法律第十五号)に基づいて発行される有価証券であり、同法で定める要件及び手続に従えば何人であつても登記所からその交付を受け、また、その譲渡・販売を行い得ることとなつてゐるので、その活動の実態を把握しにくい業界団体非加盟の業者も相当数存在するものと承知してゐる。

北方領土問題の解決促進に關する決議
本年は、日ソ両国間の外交関係回復を実現した日ソ共同宣言締結三十周年という記念すべき年にあたる。この機会に本院は、あらためて、三十年前、日ソ国交回復のために先人の払つた労苦を想起し、これに敬意を表する。日ソ共同宣言には、日ソ関係を律する諸原則が謳われていゝところ、今後日ソ関係はこれらの諸原則を基礎に発展させるべきである。

衆議院會議録第三号中正誤
ベシ 段行 誤
三三 元 参加は、
三二 末 見直し

七について
金融機関の融資は、金融機関自身の自主的な判断により行われるものであるが、金融機関の公共的性格にかんがみ、いやくも、その社会的信頼を損なうことがあつてはならないものと考ええる。

今後更に、ソ連邦との間の政治対話を強化・拡大していくことは重要であり、この意味で、ゴルバチョフソ連邦共産党書記長の訪日による両国最高首脳間の直接対話が極めて有意義である。

衆議院會議録第四号中正誤
ベシ 段行 誤
四三 九 ことのような
四二 三 旅客船
四一 七 に対して
四〇 一 余議
三九 一 一 余議
三八 二 一 余議
三七 二 一 余議
三六 二 一 余議
三五 二 一 余議
三三 二 一 余議

衆議院會議録第三号中正誤
ベシ 段行 誤
三三 元 参加は、
三二 末 見直し

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

衆議院會議録第六号
昭和六十一年十月十七日

昭和六十一年十月十七日 衆議院會議録第六号

一〇二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京 五三 四二(大代)

一定価
一〇円部